

地域学試論 (その4)  
- 保護-被保護関係と制度 -  
Preliminary Essays on Regional Science (Part IV)

副学長 田中忠治  
TANAKA Chuji

1. はじめに

この地域学試論は、本紀要に四回にわたり掲載してきた。これまでの内容に目を通していただいた方は、すでにお分かりと思うが、私の地域学は、地域認識に当たり、二つの前提に立っている。一つは、地域を有機的組織体(システム)と捉え、地域を構成する諸要素(行動単位)は、それぞれ相互に関連しあって、一つの全体をなしているとみる。そして、その組織体は、連続性を主体的に確保しながら発展しているとみている。もう一つは、地域には、特殊な側面と普遍的側面があり、その両側面を統一的に捉える必要があるとみる。地域は、それぞれ固有の歴史、文化によって成立しているという特殊な側面がある。しかし、一方、地域は孤立して存在してきたわけではない。その地域を囲む地域があって、ある大きな地域の一部として存在しており、他文化と共通、普遍的側面を持たざるを得ないのである。このような認識を前提にして、地域を特殊と普遍的の両側面を統一的に捉えて、その地域の全体像を描き出そうとするが、私の地域学である。

地域学が対象とする地域は、ある共通の問題を抱えた地域、あるいはある共通した要素を持った地域であれば、その大小を問うものではない。私の場合には、タイという国を対象にして、タイという社会の全体像を描き出すことを目標にしている。社会の全体像というと、現実の社会で生起している諸事象を一つにまとめた全体像を想起されるかも知れない。その全体像は表面に顕れている全体像である。ここでいう全体像というのは、現実の諸事象の内部にあって、それらを一つにまとめている全体像で、言葉を換えれば、その社会の枠組みとそのメカニズムとでもいうべきものである。

私の地域学が求める地域の全体像は、その特殊な側面と普遍的側面が、どのようにして統一されているかを明らかにすることであるといっても過言ではない。この地域の特殊性と普遍性を具体的に把握するために、文化概念を使っている。ここでは文化は広義に捉えて、そこに住む人々の生き方、生活様式の全体と規定しておきたい。この生活様式としての文化には二つの位相があると考えている。(注1)一つは人間精神の内面に宿る価値の体系(価値観)の位相である。もう一つは人間が生活にあたっての装置(制度)の位相である。価値観という位相は、その社会の固有の歴史、文化から創り出されており、極めて特殊な、変わらざる位相である。一方の装置としての制度は、具象的な用具と同じで、各文化に共通したものであり、普遍性を持ち、変わる位相である。

先に、地域は有機的組織体として連続性を主体的に確保していると述べた。それは、一つの有機的組織体としての地域は周辺の文化の影響を絶えず受けて、いろいろな制度が変わる文化の位

相（普遍性）で受容される。しかし、それらの制度には、変わらざる文化の位相（特殊性）である価値観が含蓄されて、その地域の特殊性が温存、継承される。すなわち、変わらざる位相の価値観が含蓄されることで、他文化と共通の普遍的な制度が受容されても、有機的組織体としての地域は連続性を持ち、またそれによって地域は主体性を確保できているのである。

私の地域学が求める地域の全体像というのは、地域の持つ特殊な側面と普遍的側面の統一性を明らかにすることであるとすれば、この文化の変わらざる位相の「価値観」と文化の変わる位相の「制度」が、どのように関わり合い、そして統一されているかを明らかにすることである。この「価値観」は、その社会に住む人々の思考様式、行動様式を規定しており、社会生活における人間関係に具体的に顕れる。一方、「制度」は単なる装置であり、動かすのは人間である。多くの人間が装置の中で、互いに関係し合って、つまり人間関係でそれを動かし、維持するものである。このような理解から、「価値観」と「制度」の関わり合いは、その社会固有の価値観を反映した人間関係を媒介にして成り立っており、そのような人間関係によって統一されているとみている。

これまで本紀要に発表してきた「地域学試論」の主題は、対象とするタイ社会の固有の歴史、文化を通して、地域の特殊な側面の追求にあった。それは、現在のタイ社会の基礎となったサクディ・ナー制社会という旧社会の考察から始まっている。

地域学試論（その2）（注2）で、「イデオロギーと人間関係」を分析し、サクディ・ナー制社会を創り出した支配的（王制）イデオロギーを明らかにし、身分制社会の秩序意識（エートス）である慈悲—報恩という対概念を抽出した。ナーイ（貴族官吏＝支配階層）は徳のある者として、常にプライ（平民＝被支配階層）に対し、慈悲を垂れなければならないとし、一方慈悲を受けたプライは、それを恩と感じ、ナーイに服従しなければならないという意識が、サクディ・ナー制社会の秩序を創り出した。この慈悲—報恩の意識が人間の上下関係の在り方を規定している。その典型は、階層の人間関係で、ナーイ（あるいは上位の者）は保護者として位置づき、プライ（下の者）は被保護者として位置付いた。この保護—被保護関係は、サクディ・ナー制度下の法律で定められて公的な人間関係となっていた。

地域学試論（その3-1, 3-2）（注3）では、この「保護—被保護関係と伝統的価値観」との関係を究明している。タイは立憲君主制時代になっても、旧王朝時代の支配原理が受け継がれ、王制イデオロギーが型を変えて再生産されて、旧社会の秩序意識から生まれた慈悲—報恩という伝統的価値観が温存されてきていることを明らかにした。また、旧社会における支配階層—被支配階層間の一対一の人間関係から生まれた自己（自立）主義があり、一方に旧社会の秩序意識からの慈悲に頼って生きるという従属主義があり、この自立と従属というアンビバレンスな価値観が、現在のタイ社会に広く見られる私的な保護—被保護関係を創り出していると指摘した。このアンビバレンスな価値観は、タイ王制の支配原理、それから生じた秩序意識と深く関わっており、王制が存続する限り、この価値観は分有されていくことになる。その結果、何時の時代になっても、保護—被保護関係は、型を変えながら再生産され続けるであろうと結論づけている。これが、タイ固有の歴史、文化が創り出した価値観とそれを反映しての人間関係であり、タイという地域の特殊性は、ここにあると考えている。

このタイの特殊な側面が、普遍的側面である制度にどのように関わってきたのか、考察しようとするのが、本稿「地域学試論（その4）-保護—被保護関係と制度-」である。

タイの長い歴史において、文化(生き方)をめぐる環境の変化から、種々の制度が現れ、消えて行った。時代、時代に導入された制度が、保護-被保護関係という人間関係で動いて来ていることを明らかに出来れば、伝統的価値観の反映としての人間関係が、制度を相互に関連付けて、一つの全体にまとめているとの想定は成り立つように思う。言葉を換えれば、保護-被保護関係という人間関係を媒介として、地域の特殊性と普遍性の二面が統一されているとみることができよう。その統一によってできた枠組みとそのメカニズムが、私が求めるタイの全体像ということになる。

各時代の制度と人間関係の考察に先立ち、各制度の相互関連を条件付けているとみられる人間関係=保護-被保護関係については、すでに地域学試論(その2)で究明しているところであるが、もう一度その内容を確認しておくことにしたい。

この人間関係は、そもそもサクディ・ナー制社会における階層間関係として生まれている。前述したとおり、その典型は、ナーイとプライ間の人間関係で、個人と個人の一对一の関係であり、ナーイはプライの保護者として位置付き、プライを公私に亘って保護することが義務づけられていた。プライはナーイの保護なくして、社会生活ができないという状況にあった。一方のプライは、従属するナーイの指揮の下で、平時には賦役、戦時には兵役の義務を課されるとともに、当時給料が支給されないナーイを給養するため、食物や物品を献上する義務が課せられていた。ナーイは、プライからの献上物がなければ生活できない状況にあった。両者はいずれが欠けても生きられないという共生の関係にあった。この関係は、ただ法律によって定められていただけではなく、王制イデオロギーから創り出された秩序意識によって支えられていたのである。

タイの王制イデオロギーは、仏教の正法王思想とバラモン教の神王思想で王権を粉飾して創り出されている。このイデオロギーによって社会の階層序列は、積徳と威力の量によって定まるという意識を広く民衆に植え付けた。上の者は、多くの徳(プラ・クン)を持つ人であり、下の者は、上の人の徳にすがって、徳を分けてもらって生きなければならない、また上の者は、威力(プラ・デート)のある人であるので、服従しなければならないと教えられ、その意識が、社会通念として定着するようになった。徳と威力をより多く持つ人とそれを持たない人との間の人間関係として生まれたのが、保護-被保護関係である。ここで注目しておきたいことは、この関係が、元を辿れば王制イデオロギーに行き着き、タイ王制と結び付いているということである。

サクディ・ナー制社会は、富力の源泉を人力(人間)において、被支配階層であるプライを支配階層に分配して、その人数で社会序列を定めて、国王を頂点とするハイラーキーを造り上げた社会である。このようにして、人間の分配を可能にしたのは、王権の粉飾から国王が仏であり神となって、偉大なるバラミー(神霊威力=仏教用語の波羅蜜から来ている)を持ち、チャオ・チャーウィット(あらゆる生命の主)となったからである。

アユタヤー王朝の末期、国王貿易独占制度下で貨幣経済化が進展して、それまで富力の源泉が人力であったのが、新しい貨幣(資本)という富力の源泉に変わり始めた。そして、1855年のポウリング条約(対イギリス通商条約)の締結で、門戸開放され、資本主義が流入して、貨幣経済化が一層進展し、貨幣が富力の源泉になったことによって、それまでの保護-被保護関係の在り方も変化してきた。富力の源泉が人力であった時代には、富力の源泉を支配し、管理するのは生命の主である国王一人であった。国王のバラミーを超えるものは存在せず、絶対的存在であ

り得たのである。富力の源泉が貨幣に変わった時、それを支配し、管理できるのは、国王一人ではなく、王族、貴族官吏も貨幣を持つことが可能になった。貨幣が富力の源泉になった時、貨幣がバラミーに加わるようになったのである。これによって、貨幣を持った人は誰でも、バラミーを持つことが出来るようになった。

サクディ・ナー制社会における保護－被保護関係は、一人の国王から発するバラミーを根源とする公的な人間関係であった。富力の源泉の変化から、貨幣を持った人が誰でも、貨幣を持たない人と結べるようになった保護－被保護関係は、私的な人間関係に変わった。貨幣経済化が進んだサクディ・ナー制社会においては、公的な保護－被保護関係と私的な保護－被保護関係が共存することになった。後で触れるが、国王自身も、自らのバラミーに貨幣を加えるべく、融資や種々の事業への投資等、経済活動を行っている。しかし、公的保護－被保護関係で秩序を維持してきたサクディ・ナー制社会は揺るぎ始め、遂に1932年の立憲革命によって、専制君主制は立憲君主制に変わり、名実共に崩壊した。

立憲君主制に変わっても、古き王制イデオロギーにもとづく王制は存続した。王制イデオロギーによって創り出された、上の人徳と威力のある人で、下の人にはそれにすがって生きるという社会通念は、今日でも生きている。

今日のタイ社会に広く見られる保護－被保護関係は、いうまでもなく私的な保護－被保護関係である。この関係の特徴として次のような点が挙げられている。経済的、社会的、政治的に全く対照的な立場の人々の間で成立し、一対一の関係で互いに個人的利益を求め、互酬、互惠の関係である。また、ある特定の人々の権力、資産を頼ってくる人達との間に成立する関係で、保護者が死んだり、その権力、資産が無くなれば、直ちに解消する関係である。一対一の関係や共生の関係というのはサクディ・ナー制社会の公的な保護－被保護関係と同じで、私的な関係は、公的な関係を引き継いで来ていることを物語っている。

公的な保護－被保護関係と、今日の私的な保護－被保護関係の違いは、前者が社会通念となっている意識、観念を媒体として成立した関係、すなわち上の人徳は下の人に慈悲をかけてやり、下の人にはそれにすがって生きなければならぬという意識から生まれた関係である。それに対して、後者は、貨幣、資産を媒体として成立した関係であって、権力者、富裕なる人にすがって、個人、個人が自らの経済的利益を得ようとする関係である。公的な関係の場合には、一人の絶対者である国王が、法律で定められて基準があり、それにしたがって富力の源泉である人力を分配しており、ある種の公平感があった。私的な関係では、そのような基準は一切ない。富力の源泉の貨幣のより多くの分配に与ろうとして、不正、不法行為つきまとうことになる。例えば、政治権力者から実業家が保護を受けようとする場合には、贈賄（汚職）によって、政治権力からの保護を受けようとするようになる。かつて、秩序を維持するために公正とみられていた保護－被保護関係も、現在は、不公平、不正、汚職が付きまとう関係となっている。

この保護－被保護関係が、時代によって変化する制度の中でどのように受け継がれてきているかを考察することにしたい。タイの歴史において文化（生活のあり方）をめぐる変化は、大きく分けて、四つの時期に訪れたと思われる。第一は、自給自足的経済の貨幣経済化にともなう変化である。第二は、1855年のポーリング条約の締結による門戸開放後の資本主義の浸透にともなう変化である。第三は、1932年立憲革命後の軍事政権の誕生にともなう変化である。第四

は、1973年学生決起後の議会制民主主義の発展にともなう変化である。

この四つの時期から幾つかの制度を、事例として取り上げて、紹介しながら、それぞれの制度内部における伝統的保護—被保護関係の態様を見ることにしたい。

## 2. 貨幣経済化にともなう変化

国王貿易独占制度（ラポップ・ブークカート・ターングガンカー）（注4）

サクディ・ナー制社会の貨幣経済化は、アユタヤー王朝による外国貿易の発展とともに進んだ。アユタヤー王朝の外国貿易の性格は、初期、中期、後期で違っている。初期は、ウートーング王からトライローカナート王に至る時代（1350年—1491年）時代で、この時期は、主として中国と日本との間の朝貢貿易が中心の時期であって、ほとんどが国家間の貿易であったが、貴族官吏が自由に貿易ができた時期である。中期は、ラーマティボディー2世からナーライ王に至る時代（1491年—1687年）で、この時期は、西洋人が渡来し貿易が盛んとなり、国王貿易独占制度が隆盛をみた時期である。後期は、ペートラーチャ王からアユタヤー王朝の崩壊に至る時代（1688年—1767年）で、この時期は、西洋人がアユタヤーから撤退し、中国人による中国との貿易が盛んになった時期で、国王の貿易独占は弱体化して、貴族官吏による中国人を使つての貿易が盛んになった時期である。

国王貿易独占制度は、国王が国庫歳入を増大しようとして導入した制度であるのは云うまでもないが、それと同時に、貴族官吏が貿易を通して財力の蓄え、勢力を拡大するのを抑えるためであった。

国王貿易独占制度というのは、プライ制度、プラクラング・シンカ（国王倉庫局）制度という二つの制度で成り立っていた。

プライ制度というのは、サクディ・ナー制度でプライ（平民）をナーイの管轄下において、賦役、兵役の義務を課し、ナーイを給養せしめた制度のことである。プライの中で王都より遠隔の地に住むプライは、プライ・スワイ（物納平民）と呼ばれ、賦役、兵役に代えて物納を義務付けられていた。その物納品目には、例えば、こうもりの糞、錫、硫黄、硝石、蘇木、象牙等、31種類が含まれていたという。これらの商品は後述のプラクラング・シンカーを通して外国に売られ、国王貿易独占の主要な輸出品目となった。すなわち国王貿易独占制の輸出品を供給したのがプライ制度である。したがって、この時代のアユタヤー経済は、このスワイ（平民の物納品）で成り立っていたことから、スワイ経済と呼ばれている。

プラクラング・シンカー（国王倉庫局）制度というのは、国王が貿易を独占的に行つた制度であった。プラクラング・シンカは、そもそも、プライおよび属国が物納するスワイや税を貯蔵管理するために設けられた行政機関であった。貿易の発展から、輸出入を管理する唯一の窓口となっていた。

国王は、この行政機関を通じて売買禁制品を布告し、商品の輸出入を独占的に管理した。一般住民は指定された禁制品を、この行政機関に売り渡さなければならず、外国商人はこの行政機関から商品を買わなければならなかった。さらに、この行政機関は、買い付け前の商品選択権をも独占していた。通常の武器類を独占的に買い付ける以外に、貴族官吏が欲しがらる中国、日本からの贅沢品等、高い値段で売れる商品を到着した船から選択して買える権利を持っていたのである。

プラクラング・シンカーは、大蔵省にあたるクロム・プラクラングの一つの局に過ぎなかったが、多くの役割を担うようになっていた。仲介商人であり、貿易商人であり、輸出業者であり、外国船からの手数料、船舶税、商品税、の徴収者であり、ある時代には小売商人の仕事まで行なっていた。先述した通り、国王貿易独占が、貴族官吏の勢力拡大を抑えることから出発しているため、これらの業務は貴族官吏ではなく、外国人によって遂行された。外国人、特に中国人が官吏として登用され、一般貴族官吏と同様に、国王との保護-被保護関係をもって業務を遂行している。この行政機関の業務は、全て中国人によって遂行されている。18世紀には、中国人がプラクラング・シンカーが属するクロム・プラクラング長官(財務大臣)をも勤めている。中国人は、貴族官吏だけではなく、商人にもなっていた。彼らは、サクディ・ナー制度に組み込まれることなく、国王から保護を受けて、一般平民が禁じられていた国内の移動が許されており、国内商業網のほとんどを握るようになっていた。

中国人はこの制度によって資本を蓄積するとともに、国王へも多くの利益をもたらした。その報酬として、貴族称号が下賜され官僚兼商人の地位を得ている。このことは、公的には身分が低かった中国人商人にとって、その地位は大変魅力あるものであった。彼らは、貴族称号を得て、一般の貴族官吏と同様に、国王と保護-被保護関係を結ぶことができ、その後の経済活動での競争において、絶対的に有利な立場に立つことが出来たのである。

国王の貿易独占の度合いは、国王によって違ったが、同一国王の治世下においても強められたり、弱められたりして変化した。禁制品目の数は、国王の意思次第であった。禁制商品を増やすことによって利益が増大が図られている。特に、戦争があった年、あるいは建造物を多く建てた年には、多くの資金を必要とし、禁制商品の種類を増やしている。

国王の貿易独占は、ソナム王の時代(1620年-28年)から強化されるようになった。当時の主要輸出商品である蘇芳、鹿皮を独占していたオランダへの対抗措置として行われていく。プラサ-トト-ン王(1630年-55年)もソナム王の政策を引き継いで、国家歳入を増やすために貿易の独占を行っている。蘇芳、鉛、安息香、カイガラムシ等を独占して、その価格を釣り上げている。また広範囲にわたる独占から外国貿易の不振を招き、ついには独占商品の種類を減らさざるを得なくなっている。

ナーラーイ王時代(1656年-88年)には貿易独占が再び強化された。それは北部における対ビルマ戦争で、人力、財力を使い果たしたのを補填するためであった。その当時、それまでのオランダ人による貿易が衰退して、中国人による貿易だけが繁栄の一途を辿っていた。1622年末に、国王は、殆どの商品にまで独占範囲を広げ、国民は全ての商品をプラクラング・シンカーに売り渡すことになった。ナーラーイ王による貿易独占強化は、王室財産を増大させることになったが、一方で、プラクラング・シンカーなど、貿易に関わる機関の貴族官吏が税金等を私物化したり、賄賂を要求するという結果を招いた。バンコク王朝の初期シャム(現在のタイ)に滞在していたフランス人のパレゴアが、「誰かがシャムと交易しようとするならば、三隻の船を用意しなければならない。一隻は国王や大臣への献上物を積み、一隻は商品を積み、もう一隻には我慢を積んで来なければならない。」と書きとどめている。(注5)このような状況にもかかわらず、中国人なしでは国王による外国貿易が成り立たないまでに、彼らに管理されて、国王貿易は繁栄を続けている。

17世紀後半には、中国の米需要が高まり、多量の米が中国に輸出された。このような状況は、民衆に大きな影響を与えた。これまで米は、独占商品に一時期含まれることがあったが、17世紀後半には独占されておらず、民衆を米の栽培へ向かわせた。これまで家庭消費用に生産していた米が、輸出商品として生産するようになった。商品生産を行うようになって、貨幣を得るようになった民衆は、日用品を購入するようになり、貨幣経済が発展した。贅沢品は貴族官吏が購入者であったが、オランダ人の記録によれば、インドの布、ガラス、鉄鍋、質の良くない中国製陶磁器等の民衆向けの日用品がよく売れていたという。

18世紀に入り、アユタヤー王朝の末期(1767年アユタヤー王朝崩壊)中国との貿易がますます盛んになり、中国人の大量移住が続いた。この中国人の力を借りて、高級貴族官吏による貿易が盛んとなり、国王の貿易独占は弱体化の一途を辿ることになった。ポロマコート王時代(1733年-58年)米の輸出が増大して、これまでのスイ型経済は商品経済へと急激に変化した。プライ達は、小商品生産者となり、市場が発展し、民衆は貨幣経済に急速に巻き込まれることになった。

国王が貿易独占を厳格に実施した時には、新たなる富力の源泉としての貨幣は、国王に集中していた。しかし貿易独占が弱体化して、貴族官吏が貿易を行うようになった時、貴族官吏達も新たなる富力の源泉である貨幣を持つようになった。サクディ・ナー制度は、人力(プライ)を国王の徳と威力により分配して、秩序を形成した制度であった。国王の貨幣が集中している場合は、国王に新たなる威力が加わっただけで、秩序に異常はなかった。しかし、貴族官吏が

貨幣を持つようになった時、富力の源泉である人力を貴族官吏が抱え込むようになった。プライ・ルアング(国王プライ)のプライ・ソム(私的プライ)化の現象みられ、貴族官吏とプライの間に私的な保護-被保護関係が発展した。その結果、プライを完全に統括できなくなって、国王の威力が大きく減退した。また、高級貴族官吏による官職の売買が行われ、貴族官吏と中国人の癒着が深まり、行政機関の中で、この両者の間で私的な保護-被保護関係を形成され、国王の行政への影響力も低下し始めた。

再三述べて来たように、サクディ・ナー制社会は、人力を富力の源泉として成立した社会であった。人口に比して常に未耕地が多く存在し、土地よりも労働力が必要とされ、価値あるものとされていた社会であった。このような人力を富力の源泉とする社会において、支配者-被支配者、または行政組織内の人間関係を維持することは、その社会そのものの存続の鍵であった。その人間関係は、国王の威力と徳という神秘的、非日常的な力を基盤にしての保護-被保護関係であったことは、先述した通りである。貨幣経済の発展は、この人力を富力の源泉とする社会に、貨幣、資本という具体的、現実的な新たな富力の源泉を持ち込む事になったのである。この富力の源泉の変化に対して、国王のバラミー(神秘的、非日常的力)で支えてきたサクディ・ナー制度は適応不全となり、制度を維持することが困難になってきた。

#### 徴税請負制度(ラポップ・チャオ・パーシー・ナーイ・アーコン)(注6)

歴史的にみて、この制度が、いつ頃タイに導入されたかは、明確ではない。移住してきた中国人を通して持ち込まれており、中国の制度の模倣であることは間違いないようである。

アユタヤー王朝末期のポロマコート王時代(1732年-58年)に徴税請負に関する法令が

出されている。この法で賭博税と売春税が導入されているので、この制度が存在したのは確かである。この時代の請負人は、すでに中国人であった。

アユタヤー王朝崩壊(1767年)後、トンブリー王朝、バンコク王朝のラーマ1世(1782年-1809年)、ラーマ2世(1809年-24年)時代になっても、アユタヤー末期の制度とあまり変わらなかったようである。この制度が隆盛をみるのは、ラーマ3世時代(1824年-51年)からラーマ4世時代(1851年-68年)にかけてである。特に、1855年の門戸開放後である。

この制度は、入札によって徴税を民間人に請け負わせるもので、誰よりも高い納税額を提示したものが、誰でもある種の徴税を独占することができた。徴税人に成らうとする者は、自分で徴税対象になるものを探し、国王に直訴すれば許されることが多かった。それで最盛期には、日常生活品(魚、豆の類まで)のあらゆるものに課税されるようになっていた。また、徴税の独占は、その税金に関わる商売の独占をも意味していた。

ラーマ2世時代になると、国王貿易独占制度が衰退し、国庫に赤字が発生するようになった。国庫歳入を増やすべくこの制度が使われるようになった。ラーマ3世時代に、仏教擁護のための諸事業と戦争に多額の支出があり、国庫が枯渇した。また、賦役労働力が不足し、中国人労働力を雇用するようになり、そのための費用も必要であった。国王は、この財政的危機を乗り切るために、自ら経済活動を行って歳入を増やすよりは、徴税請負制の方がより有効な増収方法であるとして、この制度を強化している。ラーマ4世時代には門戸開放があり、国王貿易独占制度が自由貿易制度に変わった以降、この制度は主要な国庫財源確保の手段となり、その重要性を増すことになった。

徴税請負人がどのように徴税していたか、少し触れておきたい。

1) 家庭あるいは工場が所有し、また生産している物品の量に従って、品目別に税を課している。その中には、漁業用具(カー・ナム)、砂糖、タバコ栽培その他の現金作物、酒精の製造のような商業目的で使う、こんろ、おかま、さらに、糖蜜や椰子砂糖の生産者へ賣るための陶器でできている壺等までも含まれていた。

2) 徴税請負人は主要な河川の各所に税関を設けて、そこを通過して商品を移動する場合に、品目によって課税している。それらの品目は、一般的には他の地域で賣られるもので、その中には、薪、豆、ごま、こしょう、タバコの葉、糖蜜等が含まれていた。

3) 徴税請負人は徴税とともにその対象となる事業も独占しており、その独占料を政府に支払っている。賭博場の設置、富くじ発行、酒精の製造と販売、中国人社会への阿片の輸入と販売、さらには、燕巣や蜜ろうの収集などの独占している。ある徴税請負人は、また焼いていない椰子砂糖の壺の販売を独占している。また、ナコンチャイシー、ノンブリー等で、政府の筏や船を引っ張るのを独占している者もいる。ロック・シュガー、竹の繊維からの中国紙、獣脂等の製造にあたっては、事前に独占している徴税請負人の許可が必要であった。

4) 税金は商売をすることにも課せられている。これは、原理的には市場税で、大きな店の所有主から行商人にまで、全ての売り手が対象であった。市場税は、後になって、商店税に変わっている。一時的な店や小さな店は、税を払う必要がなくなっている。商店は、彼らが持っている部屋の数や彼らが賣っている品物のタイプによって課税されている。



徴税請負人は、チャオ・パーシーと呼ばれ、そのほとんどが中国人商人であった。一部の高い利益が予測される税（カー・ナー＝水田税、カー・スワン＝畑作税）は、政府役人が徴税するものもあった。

中国人以外に個人で請け負えるのは、王族と貴族官吏であったが、彼らは、阿片税のような完全に儲けるもの以外は請け負わず、請け負った場合にも、その徴税権を中国人に譲渡し、単なる仲介者となって、元手いらずで儲ける場合がほとんどであった。

徴税を請け負うにあたって、入札者保証人（ナーイ・プラカン）が必要とされた。その保証人になれるのは、有名で、財力があり、十分に信頼のおける人物とされ、一般には、タイ人の高級貴族官僚で、特に国王と親交のある人物とされた。貴族官吏は、保証人になって、徴税請負人との間に保護－被保護関係を結ぶことによって、多額の報酬を得ることができた。

徴税請負人の方は、請負人になることによって官吏としての位階（ムーン、クン、それ以上）とサクディ・ナー４００ライが与えられ、貴族官吏としての国王への拝謁が許され、また事件に巻き込まれた場合に、法廷代理人を立てることができる権利を貰った。裁判所に出頭する必要がなくなったことから、かなり過酷な税の取り立てが可能になったといわれている。

また徴税請負人の請け負った税の対象地域における地位は、小さなムアング（地方都市）の首長と同等の権利を持っていたと言われている。徴税請負人自身と彼の保護下にいる者は、あらゆる賦役労働から免除されていたので、彼の保護下に入ろうとする者が多く、彼の権威を高めていた。徴税請負人は、配下に保護－被保護関係で結ばれた子分を従え、彼らに徴税を下請けさせていた。この下請け人の収入も税金に上乘せされており、その分も全て民衆の負担となった。また、徴税にあたっては、税率が定まっていなかったものが多かったが、定まっている場合にもそれを無視して、この子分達を使って重税を脅しとっていた。彼らは法を無視するのを恐れなかった。それは、後ろ盾として、保護者となっている保証人の高級官僚がついていたからであった。

また、各クロム(省)に徴税官(チャオ・チャムヌアン)がおり、請負人の不正な徴税、搾取を監視する立場にあったが、彼らもまた徴税請負人と保護－被保護関係にあり、彼らの不正な徴税を見逃し、請負人から搾取の分け前をもらって私服を肥やしていた。民衆が搾取を受けたと徴税官に訴えても時間の無駄だと分かっていたので、ただ搾取に耐えるだけであったという。

19世紀後半の税構造において、賭博、富くじ、阿片からの収入が国庫歳入の50%にも達しており、徴税請負人の中でも、賭博税、富くじ税、阿片税等の税を請け負った中国人は、それにまつまる事業の独占権も得ており、莫大な利益を上げている。

徴税を国として一括管理する行政機関はなかった。全ての大きな行政機関クロム(省にあたる政府機関)が、それぞれ別々に徴税していた。それぞれのクロムは、そこに属する官吏が必要財源を、国に代わって集めた税金から、差し引くことになっていた。当時のクロムには、給料をはじめ国からの支給されりものはなにもなかった。各クロムは必要経費以上のものを抜き取り、徴集した税金を国庫へ納めるにあたり、さらに一部を私的資産にすべく抜き取っていた。国王の権力が絶対であり、貴族官吏達の昇進、解雇も意のままであると、理論的にはなっていたのであるが、実際には、貴族官吏達は、政治的にも、財政的にも、自主性、自治性が尊重されており、国王による官吏達の管理は、非常に限られたものであった。

このような行政機関の中で、貴族官吏は、実入りのよい機関に所属しようと、保護者を求めて

走り回っている。徴税に係る貴族官吏は、徴税請負人の不正を見逃して、シンボン（賄賂）口ふさぎ料を貰うのは容認されていた。徴税請負人になるため、また、それを管理する徴税官に任命してもらうため、国王に娘を贈る慣習があり、それが、最大のシンボンとみられていた。また、19世紀中頃、中国人商人が保護者である王族、貴族官吏の家に住み込んで、被保護者として献身的な奉仕をするのが流行していたとの記録もある。

それぞれのクロムが徴税を管理し、その徴税の管理も不徹底であったので、高級貴族官吏の誰もが、主要なクロムを統括できる、権力のある地位に就くならば、自らの富を蓄積する機会を持つことができた。そのため、ある一族が重要なクロムを独占するという事態が発生している。バンコク王朝の初期、重要なクロムのほとんどは、ブンナーク家というイスラム系一族によって管理された。すなわちクラモー（軍事省）は、1782年から1888年まで、カーンクラング（大蔵省）は、1822年から1885年までこの家系の人によって管理されている。この家系は、多くの種々の公務を遂行し、行政面の権力で、彼らの管理下の徴収した国家歳入をプラクラング（大蔵省）から自分の手元に移して、個人財産を蓄積している。（注7）ラーマ3世の時代に、国王の信頼を受けたディット・ブンナークは、王室の財政管理を司るチャオプラヤー・プラクラング（大蔵大臣に相当）に任命されている。

前述した通り、徴税請負人は、国民から搾取することによって利益を上げていたのである。それにでもなお、不足の訴え制度（フォング・カート＝入札額に徴税額が達しなかったので、国庫への納入猶予を申し立てる制度）を使って、自分が入札した額を完納することをできるだけ回避しようとする傾向が見られ、多額の滞納も発生した。

中国人秘密結社も徴税請負制度の障害になった。この秘密結社は、アングジー、トアヒアとよばれていたボスに率いられた地下組織である。これは、そもそもは、一般の中国人商人が徴税請負人から迫害されることから擁護するための武力集団であったが、後に入札に手を出すようになり、酒精、賭博、阿片等の大きな額の徴税を請け負うようになっている。ラーマ4世時代に、競り合って入札する個人がいなくなり、入札額が低くなり、国王が布告を出して、王族に競り合って額を高めるよう勧告している。ラーマ5世は、「徴税請負人は金を得て、その金で種々の商売をしてしまっており、公金を送ってこない。厳しく公金の返済を催促すると商業が衰退してしまう。それでは、王都の商業が発展しなくなってしまう。」（注8）と嘆いている。

1913年、ラーマ5世によって、税制改革が行われた。新たな国税法を公布されている。この改革に依って、1892年－1902年間に国家歳入が1500万バーツであったのが、税率を上げることも、新しい税を設けることもなく、4000万バーツに増えている。いかにこれまで、国庫に入る前に消えて行ったかを物語っている。

徴税請負制度における保護－被保護関係は、王族、貴族官吏と請負人との間、各クロムの徴税官と請負人の間、さらには請負人とその配下の子分達の間にもみられた。この制度は、請負人である中国人商人と国王、王族、貴族官吏の個人間の関係で成立し、運営された制度であった。私的關係であると同時に、貴族官吏の処遇を得ており公的な関係でもあった。したがって、徴税請負人は、民間人（私的）でありながら、官吏（公的）という二面的性格を持っていたことになる。公的關係かのごとく振舞いながら、私的にそれぞれ個人が富を蓄積していた。

徴税請負人は、王族、貴族官吏と同じように、税金を払う必要がなかった。特権を行使し、配

下の子分達を動員して、種々の個人的事業を行うことを認められていた。国王の認可を受けたという権威があり、また貴族官吏に相当する権限が与えられ、国王から暖かい保護をうけての事業であり、確実に利益が得られ、自己の資本を蓄積することができた。後に、中国人資本家として活躍する企業家が、この徴税請負人から多数出現することになる。

徴税請負制度を通じての王族、貴族官吏、中国人商人等が蓄積した資本を基盤として、1855年以降の門戸開放にともなう浸透した西洋資本主義に対応することになる。

アユタヤー王朝下の国王貿易独占制度は、貨幣経済の発展を招き、貴族官吏による貨幣を使つての労働力の抱え込みが発生した。この当時の貴族官吏は、プライ（平民）を抱え込んだということは、彼らは、プライという人力に価値を認め、その必要性を認めていたからである。バンコク王朝になつての徴税請負制度下では、国王、王族、貴族官吏、それと徴税請負人となつた中国人商人（彼らも貴族官吏になつたのであるが）等が、搾取集団を形成し、プライは単なる搾取の対象として位置づけられるようになった。富力の源泉が労働力から貨幣に変化する中で、労働力の供給源としてのプライは、その必要性を失うことになってしまった。

#### 奴隷制度（ラポップ・タート）

アユタヤー王朝時代の国王貿易独占制度が、貨幣経済の発展を招き、そのことから高級貴族官吏の台頭し、私的に貿易を行うようになって、国王貿易独占制度は衰退の一途を辿つた。

バンコク王朝になつて、戦費の補填や寺院の建立などから国庫が枯渇し、貨幣需要が増大した時に、国王貿易独占はもはや頼りにならず、国王をはじめとする支配階層は、徴税請負制度を強化することによって、貨幣経済化に対応することになった。一方、搾取の対象となつた被支配階層であるプライ達の貨幣経済化への対応は誠に哀れであつた。

貨幣経済化で貨幣が新たなる富力の源泉となることによって、プライ達の支配階層への奉仕が、これまで労働力によるか、物品によるかであつたのが、金銭をもつての奉仕（賦役、税金の金納）に変わったのである。支配階層が、新たなる富力の源泉を追求すればするほど、プライ達の負債が増大することになり、結果的には奴隷に身を落とさざるを得なくなつたのである。

タイにおける奴隷は、スコタイ王朝時代の碑文によれば、1344年頃に、すでに存在していたと記録されている。制度として確立するのは、一般には、プラサートトング王（1630-1655）の時代の1637年に奴隷法が制定された時と云われている。

この奴隷法の前文に、奴隷の七つのカテゴリーが掲げられている。（注9）

- 1) 金銭をもつて解放される奴隷
- 2) 金主の家で生まれた奴隷の子供
- 3) 父母以来の奴隷
- 4) 贈り主のいる奴隷
- 5) 刑罰を受けなければならないのを助けられた奴隷
- 6) 米が高騰した時代に養育してもらつた奴隷
- 7) 戦争で捕虜にした奴隷等である。

この奴隷法にみられる分類は、奴隷発現方法による分類で、性格による分類ではなかつた。性格的には、奴隷は三種に大別されていた。（注10）

## 1) 捕虜奴隷

2) 金銭奴隷；これは外国人とタイ人と二種類に分けられた。外国人（マレー半島の住民等）は、自分の国から強制的に連れて来られて、タイで売られた奴隷である。タイ人には、自発的に身を売ってなった奴隷、父母に売られた奴隷、借金の返済ができずに奴隷になった者等が含まれていた。

## 3) 生来奴隷；生まれつきの奴隷。

このうち、金銭奴隷は、さらに二つに大別されている。

## 1) 買い戻し可能奴隷（カーイ・ファーク）

債務奴隷である。男女別、年齢別に人間の値段＝身の代金が法律で定められており、この身の代金額以内で売られ、また借金している場合に、その金額を返済すれば解放されることになっていた奴隷である。（注11）

## 2) 買い戻し不可能奴隷（カーイ・カート）

法律で定められている身代金満額で売られるか、満額を借金している奴隷である。この場合には、殺す以外の全ての権限が金主に与えられ、物品や動物と同じように他人に贈られたり、売られたりされる奴隷である。彼らは、金主の意志次第ではあったが、解放されることはなかった。

買い戻し可能奴隷の母から生まれた子供は、自由であった。しかし買い戻し不可能奴隷の母から生まれた子供は、法で定められた金額を支払えば自由になることができたが、ルーク・タート（奴隷の子供）という奴隷のカテゴリーに入れられた。

民衆が貨幣経済への対応が迫られるのは、バンコク王朝に入って、徴税請負制が強化され、賦役の金納化が進むようになってからである。徴税請負制度はラーマ2世時代に復活し、ラーマ3世時代には、国家歳入の中心が、国王貿易独占制度から徴税請負制度に変化している。また、プライの賦役労働の金納は、ラーマ2世時代の末期から増え初め、ラーマ3世時代になって労働による奉仕よりも現金による納入が政府によって奨励され、急増している。これらの措置は、アユタヤー王朝の初期、国王の貨幣需要が増大しているからである。その理由としては、この時期の国王がアユタヤー王朝崩壊の原因は、国王自身の徳の枯渇にあると考え、積徳行為と布施事業に腐心し、莫大な資金を必要としたことが挙げられている。

民衆は、賦役が金納化され貨幣需要が高まる一方で、さらに徴税請負制度の強化で、水田税のアップ等があり、税負担が増えて、窮乏化の一途を辿った。それに加えて、ラーマ3世時代には、1831年の洪水、1832年の干ばつ、1833年の干ばつと3年連続して凶作に見舞われて、1843年、1844年には米価が高騰している。その一方、民衆から集められた資金は、民衆の生活とは全く無関係な非生産的な積徳や儀礼に注ぎ込まれたため、民衆の所得向上には繋がらなかった。賦役の金納化、税負担の増、米価の高騰と民衆の貨幣需要は増大するも、収入は増えず借金で埋めざるを得なかった。

このように、ラーマ3世時代に、農民の窮乏化が進み、民衆は借金を余儀なくされたのであるが、それを清算能力がなく、負債が急速に増大した。利息は年当り37.5%に急騰し、また利息の支払いの遅滞期間を3年に限定されて、負債は支払い能力以上となった。3年間連続して凶作に見舞われた時、民衆は身包み剥がされ、牛、水牛を売り、子供、妻を売る以外に道がなくなった。

チャクリー王朝になってから奴隷の数は増大傾向にあったが、ラーマ3世時代の末には、全人口の3分の1が奴隷であったと推定されている。(注12)ラーマ4世時代の奴隷について、「...シヤムの人々の4分の3は種々の性格の奴隷であった。これらの奴隷は、所有主の印をつけられ、借金の返済のため、金主の管理下におかれていた。」(注13)という記述も見られる。

貨幣経済化に伴う、民衆の窮乏化によって奴隷が急激していることから知れるように、奴隷の多くは、金銭奴隷であった。また、1855年にイギリスとタイ間で通商条約を締結しているジョン・ボーリング卿(Sir John Bowring)は、「買い入れた奴隷には、二つのクラスがあり、買い戻し可能奴隷と買い戻し不可能奴隷である。後者は、数的には少なく、彼らの両親に売られた少女がほとんどであった。...シヤムにおける奴隷の主要なクラスは、買い戻し可能奴隷で、両親によって売られたか、自分自身で売ったかであった。」(注14)と記しており、金銭奴隷でも、買い戻し可能奴隷が多かったのである。これらの奴隷は、借金を返済した時に解放される奴隷で、つまり、借金の担保として人間を使うとい貸借慣行から発生した奴隷である。

自分や家族を抵当にして借金する慣行は、17世紀頃よりタイでは一般化していたようである。アユタヤー王朝のナーライ王時代(1656年-88年)にタイを訪れたペルシャ大使秘書のイバン・ムハマッド・イブラヒム(Iban Muhammad Ibrahim)は、その見聞記の中で、次のように記している。「男や女を質に入れるということは、シヤムで最も通常の習慣といってよいであろう。金のためにシヤム人は、自らを、あるいは息子や娘を質に入れている。魅力ある娘は1万から1万5000ディナールにもなる。誰でも、望み通り、1日でも10年でも質に入れて金を借りている。その期限までに借金を返済した時、彼の人間としての尊厳を取り戻すことになる。利息は前払いとなっており、払う必要はなかった。借金さえ払えば、証文で縛られていた金貸しから解放され、抵当物であった人間は元に戻るようになる。...男にとって自らを質に入れるのは、また普通のことであった。彼らが、借金を返済できない場合には、あたかも奴隷のごとく、貸し付け者のために働くことになる。彼らが借金を完全に返済した時にだけ、奴隷境遇から解放されるのである。」(注15)また、カーターは、「古来の意味での奴隷は、シヤムには存在しなかった。農奴のように身は束縛されてはいたが、負債を返済することで、その関係が終わり、元の一般人になった。」(注16)

チャイ・ルアンシン(Chai Ruansin)は、金銭奴隷の発生について、次のように記述している。「農民は、売る土地を持たないので、牛、水牛、子供、妻を売るしかなかった。しかし、牛、水牛は求めるのが困難であり、稲作に欠かせないものであった。もし、牛、水牛を売ってしまったら、彼は稲作ができなくなるのである。それで、彼は、子供や妻を売らざるを得ないのである。もし売らないならば、投資したり、負債を返済する金を得る道を失うことになる。政府が、国民に子供、妻、自分自身を売るのを許可したということは、農民のような貧困者にとっては恩恵であった。子供、妻、自分自身を売るには二つの方法があった。すなわち、カーイ・カート(完全売り)とカーイ・ファーク(預け売り)である。カーイ・カートであれば、父母あるいは夫が多くの金を得ることができ、そして利息を払う必要もない。しかし、金主は、他人に子供や妻を転売することができる。カーイ・ファークの場合は、得る金は少なく、利息を払わなければならないが、金主は、その奴隷を転売することができなかった。」(注17)

サクディ・ナー社会では、国王が全ての土地を保有し、私的土地所有が認められておらず、土

地は借金の担保にはならず、富力の源泉であった人力（労働力）を担保して、自分や家族を抵当に入れて借金するしかなかった。貨幣経済化の進展する中で、支配階層が、あくまでサクディ・ナー制度を墨守しており、民衆は、その枠の中の制度で対応せざるを得ず、その結果、隆盛をみたのが奴隷制度であるといつてよいであろう。

タイにおける奴隷と奴隷主との間の関係について、少し触れておきたい。

タイ社会には、奴隷市場もなかったし、利益のために奴隷を売買するということもなかった。ほとんどの奴隷は、前述した通り、買い戻し可能奴隷で、買い戻し不可能奴隷は少なかったようである。そして、これらの奴隷は、家族に一員のごとき待遇を受けていた。タイの奴隷は、いわゆる一般概念での奴隷とは違ってたとみるべきであろう。タイ語で、「奴隷を買う」という場合、そのまま直訳すると「スー（買う）・タート（奴隷）」となるが、そうは云わずに「チュアイ・タイ」という。チュアイは「助ける」、タイは「人」の意味で、「人を助ける」という言葉が使われたという。これは、金持ち（王族、貴族官吏＝ナーイ）が、金を貸すことによって、貧窮化した平民（プライ）を助けるということから出た言葉のようである。

奴隷主は金貸し主とも云うべき存在で、その多くは借り手の平民の保護者である王族、貴族官吏であった。「当時のサクディ・ナー制度下では、王族、貴族官吏は、配下の被保護者である平民を賦役労働力として、いつでも調達できるように、管理する必要があった。そのため、法律で保護者である王族、貴族官吏に被保護者である平民が困窮した場合に、金を貸し付けるよう特別の権利を与えていた。もし、保護者に被保護者に貸し付ける金がない場合に、被保護者である平民は他者に奴隷として売ることになった。」という記述もある。（注18）

タイ社会における金銭奴隷は、ナーイとプライの保護－被保護関係の一環として発生したと思われる。保護者である王族、貴族官吏が、被保護者であるプライが窮乏化した時、プライを助けるべく金を貸したのが、金銭奴隷の始まりであろう。

奴隷法に奴隷保護条項が多く含まれているのも、その現れと思われる。幾つかの条項を紹介しておきたい。

（1）長い期間にわたって働いていた奴隷が、逃げて隠れてしまったら、その奴隷主は連れ戻す権利はない。

（2）奴隷主は、飢饉が発生した場合には、奴隷の生活の面倒をみななければならない。

（3）奴隷主が、奴隷の妻と密通した場合は罰せられる。

（4）奴隷主が、奴隷である母親が自分の所で働いている場合、その奴隷の子供に対して、十分な保護を与えなければならない。

（5）奴隷主本人あるいは奴隷主の親族の男性との間に子供ができた場合には、その女性奴隷は、自動的に自由になる。

奴隷の処遇状態は、いうまでもなく、奴隷主によってさまざまであったと思われるが、概ねは良かったようである。幾つかの記録を紹介しよう。フランスの宣教師は、タイの奴隷はフランスの召使いよりもよい扱いを受けていると述べている。（注19）また、「奴隷達は、広い権利を持っていたとみている。一般的に、奴隷の状態は、プライよりもしばしば良かったし、特に、もし買い戻し不可能で、そしてたまたま心の寛い主人に従属するようなことがあれば、骨の折れるような公務から完全に外れ、彼を保護してくれる主人ただ一人にサービスすれば、人生に必要なも

のすべてが与えられた。さらに、そこには、私的奴隷という社会的地位に付属するような屈辱はなにもなかった。政府役人の厳しい取り立てを受けた貧しいプライ達は、特に、地方のプライ達を保護する中央政府の力のなさが原因となって、生活が苦しくなくても、借金を背負えば保護してもらえるので、喜んで奴隷になった。結果的に、このことは賦役制度を弱体化を招くことになった。」(注20)と記述され、さらに、「シャムの奴隷は、特に悲劇的ということではなかった。一般的に、彼らは、非常に寛大に扱われており、普通の家族内の子供のように感じられたし、また心から彼らの主人を愛しているようであった。」(注21)と記述している。

1855年の門戸開放により、国際的に奴隷制度の存在は批判を浴びるようになり、廃止の方向に進んだ。奴隷制度の廃止、つまり奴隷解放は、ラーマ5世によって行われているが、ラーマ4世時代より奴隷制度は緩和の方向を辿っていた。ラーマ4世は、本人の了解を得ないで奴隷として15才以上の人間を他者に売り渡すのを禁じている。(注22)

ラーマ5世による奴隷解放は、奴隷主および奴隷の両者にあまり影響ないよう段階的に行なわれている。(国王は、奴隷主および奴隷の双方に損の無いよう考えた。まず奴隷主が一銭も支払わずに手に入れたルーク・タート＝奴隷の子供の解放を行おうとした。その後で捕虜奴隷、金銭奴隷の解放を考えた。)

(1) 1874年、ルーク・タート(奴隷の子供)およびルーク・タイ(父母に売られた奴隷)の定年規定に関する法令を發布した。この法令で、ルーク・タートおよびルーク・タイで、国王が即位された年の1868年に生まれた者についての新しい身の代金を設定した。

その表によると、1868年生まれの者は、8才でもっとも高い身の代金となり、年齢が高くなるに従って安くなり、21才になると、すなわち1888年になると、それが完全になくなり、奴隷であることから解放され、再び誰も奴隷として人を売ったり、また自身を売ったりすることをできないようにした。20才になる前に、定められた身の代金で買い戻すことも許された。1868年以降、生まれたルーク・タートも、21才になると解放されることになっていた。従来の法律によると、生まれた途端に男子なら6パーツ、女子ならば4パーツの身の代金がつき、誰も身受けする人がいなければ、死ぬまで、金主の奴隷でなければならなかった。この新法では、1868年生まれのルーク・タート＝奴隷の子供は、1888年には、身の代金がなくても、奴隷から解放されるし、また身の代金があれば、それよりも早く解放されることになった。また、新法は、1868年以降生まれた人間をかうことを禁じているし、1868年以降生まれた子供、孫を父母や親戚が売らないよう命じている。(注23)この法では、1868年以前に生まれた金銭奴隷は、前述した身の代金を持ち続けて、100才になっても、身受けしたり、身受けされない限り解放されることにはなっていなかった。

(2) 1905年、奴隷に関する法令を公布(さらに一段階奴隷解放を進める法令)している。その主たる内容は、1)ルーク・タートを全て解放する。2)その他の種類の奴隷は、身の代金が毎月4パーツづつ減じて行って身の代金の額に達した時、自由になる。3)自由である人あるいは奴隷から解放された人を奴隷にすることを禁じる。4)奴隷が新しい金主に変更する場合、旧身の代金よりも高い身の代金で身売り証文を作成するのを禁じる等であった。すでに特別な法令を公布していた、東北州(現在の東北部地域)、東方州(現在の東部地域)を除いた全ての地域で発効した。

ラーマ5世による奴隷制度の廃止は、支配階層の人達には不評であった。というのは、彼らは、家庭内の労働は一切奴隷に依存していたし、また、外出の際には、行列の後部に奴隷を引き連れて、自分の名誉を高める手段としていたからである。「高級貴族の行列の先頭には、本妻が立ち、その後ろに着飾った15人から20人の妾が続き、何歩から離れて、60人から80人の奴隷が、貴重品箱、花瓶、細工の施したキンマ入れの箱、果物の籠などを持って続く。」(注24)という記録がある。

奴隷制度の廃止は、支配階層の人達にとって不評であると同時に、被支配階層の一般民衆にとっても不評であったというところに、タイの奴隷制度の特徴がうかがえる。廃止によって貧困な民衆は、生活資金調達(時借り)の道が絶たれることになったのである。それと同時に、奴隷から解放されて、自由人(プライ)となれば、政府によって、いつでも公的なプライ・ルアングとして連行され、無償で、種々の重労働を課せられるのである。衣類を提供してくれ、食事の面倒もみってくれる保護者がいなくなってしまうことになる。被支配階層の人達に奴隷制度廃止が不評であったのは、奴隷として奴隷主の下で生きている方が、自由な平民になるよりも遥かに良かったからである。(注25)

タイの奴隷制度における奴隷は、いわゆる一般的に考えられる奴隷と違って、奴隷主に慈悲で保護され、奴隷主に恩を感じて生きていたのである。奴隷主と奴隷の関係も、貴族官吏と平民の関係と同じように、保護-被保護関係であったことがうかがい知れる。

### 3. 門戸開放後の西洋資本主義浸透にともなう変化

1855年におけるポ-リング条約締結によって、国王貿易独占制度は廃止されて、自由貿易となり、西洋資本主義が流入して、資本主義制度が発展した。それにともなって、商業、工業生産面への投資という新しい考え方が流入し、当時のタイ人の思考、価値観に大きな影響を与えた。特に資産を有する高位の王族、貴族官吏と中国人商人は、西洋人が導入し、普及した新しい経済制度からもたらされる利益が、如何に大きいかを見抜き始めた。このグル-プの一部の人達は、自分の資産を元手にして、どのようにしたら最大の利益を上げられるかを追求するようになった。これまで、ただ資産を退蔵し、あるいは奢侈品を購入して貯蔵することに熱中していた高位の富裕階層は、利潤を生ぜしめる方法を求めるようになり、それまでの価値観が変化し始めた。

一方、中国人商人は、それまでの経済状況に見合った小規模な事業を、多くの投資を必要とする事業への転換するようになった。例えば、機械を使うのに適した規模の精米所、製材所の設立、仲買い(ナ-イ・ナ-)人となって、西洋人商人と商売をする仲介者(買弁資本家)になること等である。一方、国の大部分を占める一般民衆は、家庭消費に必要な物を購入するための通貨と交換するために、多量の米を生産する、つまり市場のための生産をする道を探り始めた。

種々の方法で利潤を生むよう資産を運用して、利益を追求するという考え方、例えば、利息を得るために銀行に預金したり、貸し付けたり、国と民間の株を買い入れたり、他人に貸すために建造物を建設したりすること等である。これらは、すべて西洋人の投資方式から受け入れた考え方である。特に、通商条約を初めて結んだ相手国人であり、この当時、商業面で最大の利益をあげていたイギリス人からの影響が大きかった。



王庫局制度(ラポップ・クロム・ブラクラング・カーンティー)(注26)

この変化する環境の中で、誕生したのが王庫局制度であった。1890年「王庫局法」が制定され、国王の資産、収入の国家行政部分からの分離が行われ、王庫局が設置された。それは、ラーマ5世の切なる希望によるものであったといわれている。それまでの徴税請負制度による国庫歳入は、先にも触れた通り、多額の歳入が、途中で、徴税請負人や王族、貴族の私的資産として流出するという欠陥を持っていた。それによって国家歳入が減少し、国王の個人的収入も著しく減少させられていた。これは、国家資産と国王の個人資産が一体であることに原因があると考え、それを是正しようとしたのが、王庫局設置のねらいであった。

ラーマ5世が即位した当初は、財政制度が整備されておらず、国の歳入は種々の政府機関に分散されており、先にも触れたブンナーク家系の管理下にあった。その当時の国王は、「ある時には、20チャング(180パーツ)の金が必要であったが、そんな金さえなかった。」と嘆いておられるという記録を見られる。

この法によって、国王個人資産が初めて国家行政部分から分離された。当初、王庫局は毎年国家収入の15%の割合で、固定的な収入を得ると規定されていた。その当時の国庫歳入を検討すると、この割合は、それは少なからざる金額であった。しかし、現実には、王庫局は定められた通りの金額は受け取っておらず、単なる年間の王室支出予算として計上されていたに過ぎなかった。ラーマ5世時代の中頃には、この15%という割当金は廃止されて、定額になっている。時代によって違ったが、年間600万バツから900万バツが支払われ、最終的には、400万バツと減少している。

このような状況は、国王は、資産管理を十分に行なう権限をもっていなかったということをも物語っている。国王は自己の権力強化のための資産を自ら探さなければならなかった。ラーマ5世は、王庫局を通じて、この国庫からの分配金を元金として、国王自ら資産を増やすための投資を始めている。

専制君主制における国王の地位と権力を考えれば、国王自身が収入を求め、事業を手がける必要性などはないはずであった。政治と経済両面での国王の権力は絶対と思われるからである。しかし、実際の状況は、その権力は微々たるもので、支出にもこと欠き、より多くの資産を求めざるを得ない状況にあった。

この王庫局の設置後、ラーマ5世は積極的に個人資産を求めることになる。その背景には、幾つかの要因があった。これまでの国家財政が特定に貴族官吏の支配下に置かれているのを是正したいとの思いもあったが、特に大きく影響したのは、彼が実施した官吏給養形態の改革であった。これまでのギン・ムアング(“管轄する地域を食べる”の意味、各局が徴収した国庫歳入金の一部を給料として、自分たちで適宜配分することも認めた制度)を改革して、国が一括して、月給として支払う制度にしたからである。

1892年の行政改革によって、全ての貴族官吏は定められた月給を、受け取るようになっていたが、公的な職務を持たない高級貴族官吏は、王庫から受け取る僅かな年金だけで生活しなければならなかった。同時に、これらの王族は、一般人と同じように商業で利益を得て、自分の生活の一助することができるような社会的地位にはいなかった。彼らがこれまで、多くの利益を得

ていた諸制度、すなわち国王貿易独占制度、徴税請負制度、さらにプライ制度、奴隷制度等は、全て廃止されており、高級貴族官吏、特に、特に王室内の王族達のこれまでの経済的基盤を全く失っていた。

ラ - マ 5 世は、これらの状況の変化を考慮し、種々の方法で全ての王族に対し、今までに代わる収入の道を探した。通常の官吏になるよう王族を援助、外国留学資金の調達、王族の子息へのご下賜金の調達、さらには数多くいた側室と王子の位にある全ての王族の養育資金として基金を創設して、その利潤を分配できるようにした。これらのことが、ラーマ 5 世が利益を求めて投資する端緒になったといえよう。

王庫局の投資は、資産の一部を利息を得るために外国銀行に預金し、他人に抵当物をとって金を貸し付け利息を得る、商品を買付け、船会社に委託して外国に売る、といったことから始まった。その後、国内商業が、開国して自由貿易に転換後、著しく発展した時、ニュー・・ロ・ドの両側の土地を先占（チャップ・チョ - ング = 遊休地や無主地を占取して、一定の期間開墾、耕作を行えば、その土地は耕作者のものとなるというタイ古来の制度）し、商人に貸し付ける初期の建造物ツック・テ - ウ（コンクリートと煉瓦で作った主として三、四階だての長屋で、街路に面して建てられることが多く、一階は普通商店街になっている）建設を始めている。さらには種々の形の商工業への投資のための株の買付けを行っている。王庫局の名を使つての国王による投資活動は、当時の資産家達が、おしなべて関心を持っていた利益追求の方法であった。

王庫局の投資事業は、二つの形態に分かれていた。一つは、融資・貸付事業である。つまり国王資産をもつての抵当物をとつての貸し付け、売買、土地、水田の貸し付け、さらには他人に貸すための建造物あるいは市場の建設といったものが含まれる。もう一つは、投資事業である。王庫局が事業主よりも多くの株を所有しての経営参加である。そのほとんどは、知識や特別な熟練を必要とし、さらに多くの赤字を出す危険をとまなう事業であったからである。例えば、銀行事業、製造工場、鉄道会社、電車会社、海運会社といった事業が含まれる。

#### （1）融資・貸付事業

まず、融資事業からみることにしよう。門戸開放により西洋資本による投資活動が活発化し、外国人によって商業銀行制度が導入されて、自らの国籍の商人へ融資が始まった。一方、その融資対象から外されていた商人達にとっての重要な借入先は、王庫局であった。

その当時、王庫局が最も重要な借入先になっていた原因は、商人あるいは国民一般の借入利率（平均月当たり 1 - 2 % であった）と比べて低く設定されていたからである。その当時の商業銀行の利率は、年平均 12 % と定められていた。それに対し、王庫が設定していた、全ての型の貸付利率は、年当たり 7.5 % に過ぎなかった。また、王族と高級貴族官僚への融資は、国王のご慈悲で、特別に低い利率とされていた。

もう一つの重要な原因は、王庫局の確固たる地位と信頼度である。王庫局が国王自身の利益追求の機関であることは、一般に広く知られていた。王庫局への信頼度は、その当時のいかなる金融機関よりも高かった。それはこの当時の商業銀行と較べてさえもであった。商業銀行は保証金を持たず、また事務処理、顧客へのサービスも万全ではなかった。外国人所有の商業銀行は、外国人である顧客を優遇し、利息にしても外国人顧客は、タイ人顧客よりも半分以下の低率であった。また、中国人商人所有の小規模商業銀行も設立され始めたが、しばしば、赤字、倒産に追い

込まれ信用を失墜していた。

王庫局から最も多く借り入れていた個人グル - プには、大別して二つのグル - プがあった。一つは商人グル - プ、もう一つは高級貴族官吏・王族グル - プである。当時の一般庶民が、どれほど王庫局から借り入れていたかについての証拠は残っていない。

商人グル - プには、西洋人商人と中国人商人の両方が含まれていた。これら商人のほとんどは、精米所、製材所を営むか、輸出商人であった。最も流行していた第一グル - プの事業は、精米所事業と米の輸出業であった。特に、1858年以降の時期においてはそうであった。

西洋人会社によってタイ国で初めての蒸気機関による精米所が設立された時、これらの精米所は、商業銀行からではなく、王庫局からその資金を借り入れている。それは、ラ - マ5世時代に、抵当として受け取った王庫財産の中で精米所が、土地、建造物といった他の抵当物に比して最も多かったことから知れる。1858年 - 1905年期間、数多くの中国人、西洋人が、王庫局に抵当として入れた自分の精米所を操業していたし、また少なからざる数の精米所が、抵当流れて王庫局の財産になっている。そして、その一部は、王妃、王子に下賜され、一部は、その後も王庫局財産の一部として、貸し付けて操業させていた。

ラ - マ6世時代(1910年 - 25年)になって、精米業と米輸出業は、非常にその取扱量が減少した。それは、その時代初期にうち続く干ばつに見舞われ、米の生産が減少し、それと同時に、第一次大戦後の全世界的不況が精米所と米取引を沈滞化させることになったからである。その結果、王庫局は、精米所を抵当にとっての融資を取り止めている。

第二の借り入れグル - プは、王族と高級貴族官吏である。中国人商人や西洋人商人よりも、企業投資への関心を強く持っていたグル - プであった。企業活動に関心を持っていた多くの高級貴族官吏がいたことが記録が残っている。一例を挙げれば、精米所そしてラングシット、パトゥムタ - ニ - 、アユタヤ - 地域で、貸し付け用に多量の水田を所有するための投資に関心を持った王子、煉瓦製造への投資に関心を持った貴族官吏、製材所事業への投資に関心を持った貴族官吏、ラ - マ6世 - 7世時代には、タイ・セメント製造会社を起こした貴族官吏、ラ - マ7世の時代には、タイで最初のピ - ル会社を設立した貴族官吏等がいた。

これら個人の事業の全てが王庫局から資金面で多額のご慈悲を受け、保護されていた。王庫局に会社の株を多く買って貰うという型か、財産を抵当にして国王資産の貸し付けを願い出るかの型で行なわれている。借金返済で困難が生じた場合には、王庫局は、通常折れ合って、債権者の名誉を維持し、名声を損なうことがあったり、あるいは一般の商業銀行のように告訴して騒ぐこともなかった。借金の取り立てが厳しい商業銀行からの借入金を支払うために、王庫局に借入を願い出る、すなわち、ご慈悲(国王の保護)を願い出る王族や貴族官吏が多数いたことも記録に残っている。

次に貸付事業(土地、市場、建物の貸付事業)について見よう。この型の事業は、王庫局の事業として、最も活発に行われた分野で、特にラ - マ5世時代にそうであった。それは、国内商業が発展し始めた時期であったこと、それと同時に、チャノ - ト・ティディン(地券)法の公布等で、個人の土地所有が認められたこと等が原因であった。土地価格の設定は、ラ - マ4世時代からみられていたが、この法が土地を価値ある資産にし、高い価格を持つものにした。それは、商業用地あるいは都市周辺の農耕地を問わずであった。道路が開かれ、土地開発事業そして貸付用建物

の建設が始まり、それが発展した時、土地は急激に高い価格を持つようになった。特に、王都バンコクでは著しかった。

この種の事業の殆どは、高級貴族官吏・王族グループか、あるいは誰よりも先に良い地域の土地を先占できる機会を持っていた高い地位にある人に、好まれた。それらは、他の種の事業をするよりは、確かな利益が期待でき、手のかからない投資であったからである。王庫局の名を使っていたが、国王は、バンコクと地方主要都市の両地域の多くの良い土地を先占したり、買い付けして、そのような行為の先導者であった。(このように土地を転売して儲けるのを、レン・ティーン = “土地遊び” と呼ばれていた。当時最も好まれた金儲け方法であった。)

王庫局の土地所有権の獲得方法は幾つかあった。未耕地を先占したり、各省庁が所有する土地で、有効に利用されていない国有地を移譲させたりする方法。さらには、抵当流れで取得する方法、この抵当流れの土地は、建物と一緒にものが多かった。そして最後は、自ら購入獲得するという方法である。この方法で獲得した土地は、良く吟味、選択されている土地であったので、通常、最も多くの利益を得ることができた。というのは、王庫局は、新たな道路の建設計画を事前に知っており、その計画が発表される前に、予定地の周辺の土地を買い取ったり、計画発表後、土地価格を釣り上げ売ることでもできたし、また、先に建物を建設しておいて、道路を切り開かせるといったことができたからである。

このような方法で、王庫局は、バンコクの多くの主要道路沿いの良い土地の所有権を獲得している。そしてこれらの土地に市場、建造物、各種店舗を貸付用に建設し、長期にわたって持続的に利益を得ている。(王庫局所有のある建造物は、現在に至っても引き続き利益をあげている)

一方、地方主要都市地域における、王庫局財産としての貸付用の市場、建物および貸付用水田は、ほとんど全ての州(モントン)の主要都市にあることが記録に残っている。特に、米を多量に生産する州地域に王庫局の財産は集中していた。

地方主要都市の収益管理については、王庫局はこの件を管理する特別な係官を置いていなかったが、その地域、地域の官吏によって、非常によく、細心に管理されていた。通常、国王に最大の敬意を払う州長官が、土地を先占し、ムアング内の人通りの多い場所に貸付用の市場、商店を建設するよう王庫局に具申している。ムアングの長官レベルの高級貴族官吏あるいは郡長が、それを円滑に管理した。貸付による収益を徴収した者は、徴収した貸し付け料の10%を報奨金として授与されていた。

## (2) 投資事業

この種事業は、多額の資金を必要とし、経営も複雑のことから、王庫局は、自らが経営者になるというよりも、株を買って投資者となった。当時、投資対象になった民間事業には、商業銀行業、米輸出業、国内消費のための商品を生産する小規模工業、例えば、機械精米所、製氷工場、マッチ製造工場、飲料製造工場、煉瓦製造工場、セメント製造工場等であった。王庫局は、これらの事業への資金援助、投資を行うとともに、公共的事業への投資を行っている。当時の公共的事業には、郵便、電話、電気、鉄道、電車、海運、鉱業、道路開発などがあった。王庫局は、これらの事業へも関心を示した。

王庫局が特に関心を持った民間企業は、タイ人による最初の銀行サイヤーム・カムマーチョン

銀行とタイ・セメント会社である。

サイヤーム・カムマーチョン(現在のタイ・パーニット=タイ商業銀行)は、ラーマ5世時代の大蔵大臣の発案で、貴族官吏と王族の出資で設立されている。ラーマ6世時代の初めに多くの銀行が経営危機に陥ったが、この銀行は通常の状態を保つことができた。それはこの銀行が当時タイ人の最大の銀行であり、王庫局が最大の株主で国王の保護下の銀行であったからである。銀行が経営危機に陥ると、直ちに国から援助が受けられたのである。1909年-1914年の間の銀行の赤字は、資本金を上回る額であったにもかかわらず、倒産を免れている。1917年以降は、経営が順調に行われ、全国的に支店網を拡大している。この銀行の順調なる発展は、ラーマ5世、6世、7世の3代にわたる国王の援助があったからである。ラーマ7世時代の初期に国内支店網が確立し、安定した基盤を持った商業銀行になり、現在も営業を続けてきている。

もう一つの王庫局が大株主になっているのは、タイ・セメント会社である。この会社の設立当初から、王庫局は、援助面で重要な役割を果たしている。この会社は、1913年、タイ国で初めての大規模なセメント製造工場として設立されている。創立者は、ラーマ6世時代の大蔵大臣で、投資に関心を抱く高級貴族官吏と外国人の協力を得て設立している。会社設立に当たって、資本金の四分の三以上をタイ人が所有する方針を立てた。しかし、多額の資金を出すタイ人が少なく、ラーマ6世が株の半分を買い、残った半分を二人の高級貴族官吏が買うことになった。この二人には、株購入の資金がなく、結局は、王庫局からの借入でそれを賄っている。タイ・セメント会社は、創業以来、堅実な経営を行い、長期間に亘って資本金を増やし、事業を拡大してきている。現在も、隆盛を見せて、セメント製造の枠を越えて、複合企業体として隆盛し、タイ国最大の企業となっている。

王庫局が関心を示した公共的事業には、三つの事業があった。鉄道・電車事業、海運事業、鉱業事業である。

鉄道・電車事業では、王庫局は、1886年イギリスとデンマークの会社が設立したパークナム鉄道の株を買っている。ラーマ5世は、その株を21人の自分の子供に分け与えている。その配当金で、長期にわたって生活費を確保できるようにしている。1887年-1903年、国による鉄道事業が開始された。バンコク=ナコン・ラーチャシマー鉄道である。大規模な事業で、政府に、それを遂行する予算がなかった。大蔵省は、1株あたり100パーツで、16万株を売り出した。そのうち、大蔵省は3万2,000株を引き取っただけであったが、王庫局は、その倍の6万4000株を買い受けている。配当は5%を下回ることがなかったので、多額の利益を得ている。電車事業は、デンマークとベルギーの会社が、1926年バンコク市内で業務を開始している。王庫局は、この会社の株もそれほど多くはなかったが所有していた。

海運事業は、ほとんどが中国人経営の会社であったが、数多くの海運会社の株を買い入れている。王庫局の海運会社への大口投資は、ラーマ6世時代の1917年設立のパーニット・ナーウィー・サイヤーム会社に行われた。この会社は、政府と民間の合同出資によって設立されている。王庫局は全株の三分の一を所有して、国王保護の下で、真にタイ人による海運会社としての発展を目指した。しかし、3年間操業しただけで、倒産した。多額の資産を持つ高級貴族官吏と王庫局の会社であったが、会社経営の能力に欠けていたこと、また高い航海技術力を有する海軍軍人を船長、船員、事務官に雇って、タイ人による海運会社を目指したのであるが、商品取引の経験

に欠けたため、会社の評判を落としたことが、その原因であった。

鉱業事業への王庫局による投資は、一回だけ行われている。ラーマ6世時代のサヤーム・シラー石炭会社の株を買い付けている。創設者は高級貴族官吏で、ラーマ6世が、この会社の株の五分の四をタイ人が所有することを望んで、半分以上の株を王庫局が買っている。この会社も3年で赤字経営に陥り、最終的には、ラーマ7世の時代に勅令をもって解散させられている。

以上、王庫局の活動状況をみてきたが、時代、時代を通じて、あらゆる事業に投資してきたことがうかがえる。タイ人の貴族官吏、中国人商人の事業に投資して、幾つかの大規模事業では、良結果を得て、現在もその事業は続いている。一方、多額の資金援助をしたにもかかわらず、成果を上げ得ず、倒産した事業も多くあった。

いずれにしても、長期間にわたる投資の結果、王庫局は土地、その他不動産、また多くの動産の所有者となっている。これらの多くの資産は、王庫局と王族の富の基盤を作り出した。特に、ラーマ5世の王子、王女、側室は土地を遺産として下賜され、今日まで、その賃貸料で生活を維持できている。王庫局の一部資産は、現在も賃貸料で収益を上げている。例えば、建造物、市場、バンコクと各県に多くある水田からの収益である。さらには、サヤーム・カムマーチョン銀行(現在のタイ・パーニット銀行)とこの国最大の総合企業体となったタイ・セメント会社の大口株主としても、利益を得ている。過去の王庫局の資力と基盤は今日まで受け継がれ、国王資産の源泉として生き続けている。現在は、国王資産管理局がその資産を管理している。

門戸開放後の西洋資本主義浸透の時期は、富力の源泉が大きく変化した時期であった。それまで人力(労働力)を富力の源泉としていた時代が、貨幣(資本)を富力の源泉とする時代に大転回した時代である。すでにみた通り、アユタヤー王朝時代に始まったサクディ・ナー制度は、仏陀神王たる国王が、そのバラミー(神霊威力)で全国土、全生命の所有主として位置づいて、富力の源泉である人力(平民)を貴族官吏、王族に分配して、その数で序列社会を作った制度であった。富力の源泉が貨幣に変わった時、国王はそれまでのバラミーという抽象的、観念的だけでは、その権力を維持できなくなった。

富力の源泉が人力であれば、国王のバラミーは、貴族官吏が配下の平民、奴隷を支配、管理するには必要であり、有効であって、両者間の保護-被保護関係の共生的な相互扶助の関係は成立していた。富力の源泉が貨幣になった時に、貴族官吏にとって国王の持つバラミーの重要性が減少し、全てのことが貨幣で、より現実的に処理されるようになった。相互扶助、互酬という観点からすると、国王よりも多くの資産を持った王族、高級貴族官吏が頼りにする存在となったのである。貴族官吏が、国王との間に共生的関係がないと感じた時、すなわち国王のバラミーが怖くなくなった時に、権力分散的な行政機構内では、権力を使っての不正がまかり通るようになり、王族、貴族官吏は、私的利益を行政機構を通じて追求することになっていた。

したがって、この門戸開放後の時期は、資本主義制度下で、国王が自らの権力を維持するために苦悩した時期であった。この富力の源泉が貨幣に転換した時期に、大きな役割を果たしたのが、この王庫局制度であった。

国王は、王庫局の投資活動を通じて、新たなる富力の源泉である貨幣(資本)の獲得を目指したのである。国王は、その権力が低下したとはいえ、専制君主であって、すべての貴族官吏、王族、さらには民間人よりも高い地位にあった。この国王の資産運用という役割を持つ王庫局には、特

権があり、投資の成功に大きく影響した。国王に権力が集中しており、貴族官吏および中国人商人は、事業を行うには国王の権力にお繙りせざるを得ず、また、国王が、事業を行うに当たっては、貴族官吏や中国人商人の協力を得なければならなかった。王庫局の投資活動も、伝統的な保護－被保護関係という共生的な相互扶助の関係で遂行されたのである。国王は、貴族官吏・王族との間、中国人商人との間の保護－被保護関係を通じて、新たなる富力の源泉である貨幣(資本)の獲得に成功した。新たなる富力の源泉である多量の貨幣を持つことは、新たなるバラミーを持つことになり、資本主義制度下でも伝統的な権威、権力を保持することができたと言って良いであろう。

#### 4. 1932年立憲革命後の軍事政権誕生にともなう変化

1932年立憲革命(無血クーデター)は専制君主制から立憲君主制への政治体制の変革であった。この革命についての考察は、拙著「タイ入門」(注27)で行っているのだから、ここでは割愛したい。そこでは、この革命の性格について次のように述べている。「この革命は、旧体制、あるいはそれを支える社会構造の否定変革にあったのではなく、専制君主制下における上層貴族の専断的政治に対する下層貴族の反抗であったといえる。革命はむしろ、同じ貴族官吏の上層と下層の間の権力をめぐる抗争であり、下層のルアン階級の権力上昇運動と解すべきであろう。」(注28)また、「この革命は、専制君主制を打倒し、立憲民主主義を標榜をスローガンとして行われてはいるが、革命後は王室と直ちに妥協して、君主制下の上層貴族官吏を首班として組閣しているという事実は、それは、単なるスローガンであり、専制君主政治に対する民主主義政治というイデオロギーによる対立抗争ではなかったし、また伝統的価値観に対する新しい価値観の抗争という性格のものでもなかったことを物語っている。」(注29)とし、革命後も伝統的価値観は継承されることを指摘している。

この革命を指導したのは、ヨーロッパ留学帰りの若い官吏、軍人達であった。革命に成功したとき、彼らは、旧来の貴族官吏に代わって行政を担当するようになった。しかし、ここに誕生した新官僚は政治権力を握ったとはいえ経済的権力基盤に欠けていた。彼らは、それまで下層貴族官吏であり、資本家とは殆ど関係がなかったからである。その点では、1932年以前の政治権力と経済権力を併せ持っていた国王とは、全く違っていた。すでに述べた通り、1855年の門戸開放以降の資本主義の発展とともに、国王は、新たなる富力の源泉となった貨幣を求めて、王庫局を設けて大変な努力をした。伝統的な支配の在り方では、臣下の王族、貴族官吏を保護する、すなわち慈悲を彼らに垂れて、共生的な関係を作るのが不可欠であった。かつて富力の源泉が人力であった時代には、神霊威力という観念的力は力を行使してそれができた。しかし、富力の源泉が貨幣に変わった時、貨幣(資本)という現実的に力のある新たなるバラミーをもって保護し、慈悲を垂れなければならなくなった。言うなれば、1855年以降、貨幣なくして、自らの権威、権力を維持することができない時代になっていたのである。

革命後、新官僚達には、その新たなるバラミーの源泉である貨幣がなかった。彼らにとって経済基盤の創出と拡大は、急務となった。それまで資本家との繋がりを持たない彼らは、政治権力、国の行政機関を使って、それを創出する以外になかった。

立憲革命後、軍事政権が誕生したのは、1938年のピブン・ソングクラム内閣の成立によ

ってである。第2次大戦後の一時期民政移管があったが、1948年に第2次ピブーン内閣によって軍事政権が復活し、1958年サリット・タナラット内閣に受け継がれて、結局、軍事政権は1973年の学生決起まで続くことになった。この第2次世界大戦を挟んでの軍事政権時代に、経済基盤の創出と拡大のために、三つの制度、すなわち 公企業制度、銀行制度、ポリウェーン(配下)会社制度が使われている。(注30)この三つの制度と保護-被保護関係の関わりを見ていくことにしたい。

#### 公企業制度(ラポップ・ラット・ウィサハキット)

1938年ピブーン・ソクラーム内閣が成立以後、世界的な国粹主義的風潮も影響して、国家主義的経済政策が展開される。全ての経済制度は、国家の管理下に置かれなければならないという政策理念に基づいて、ピブーン政権はあらゆる経済活動に介入し、国家指導による資本主義の経済政策を展開した。

当時のタイ経済の殆どは、華僑資本の支配するところとなっていた。国家主義的経済政策は、この華僑資本が支配する経済を、タイ人の手に取り戻すことを目指し、タイ人によるタイ経済の確立を標榜していた。一方で、華僑弾圧政策をとりながら、一方で、全ての経済制度を、国の管理下に置く手段として取り入れられたのが、この公企業制度である。

表面的には、経済ナショナリズムを標榜しながら、その実態は、新官僚としての経済的基盤の創出であった。政府の財源確保もさることながら、自らの権力を維持するために自分の支える指導的官僚に慈悲を垂れる、つまり私利獲得の機会を彼らに提供する手段として使われた。具体的には、軍部側、文官側の指導的官僚を公企業の要職に据えて、官僚達に、その地位にふさわしい給料、ボーナス、会議手当、専用自動車の利用、その他種々の金銭を分配した。その反面、公企業の要職を与えられて官僚達は、慈悲-報恩という保護-被保護関係の倫理にしたがって、その指導者に服従し、支援する義務を負わされたのである。公企業制度の導入は、結果的には、独占によって経済的余剰を作り出し、その余剰を被保護者に分配するための政策に終わったのであるが、この政策には、タイ人に企業家精神を植え付ける一つの道としての期待があった。タイの官僚(エリート)には、歴史的、文化的に商人や企業家よりも官僚志向が強かったため、この面での期待は消え失せている。(注31)

第1次ピブーン内閣の1930年代に、多くの国営企業が設立された。例えば、製糖工場(1937年)、製紙工場(1938年)、タバコ会社(1941年)、1942年には、さらにその業種を広げて、麻袋工場、合板と木製品、薬、エンジン、セメント、製油、ビール等の工場も国営となった。商業部門でも、国レベルと地方レベルの両方で、種々の商品と原材料を販売する国営企業を設立している。タイニヨム商事会社、県商事会社である。この県商事会社を通じて、地方で生産された米が、タイニヨム会社に送られ、この会社がそれを国営のタイ米穀会社を通じて輸出する。逆にタイニヨム会社によって輸入された商品は、県商事会社に配布されて、販売されるという仕組みを作って、国内流通機構の独占を図っている。

公企業の黄金時代は、第2次大戦後の第2次ピブーン内閣の時代(1947年-57年)に訪れている。この時代、タイ指導者は、地域の諸経済は、実際には 国家の経済 であり、発展させるべきであり、自立的で自給自足的であることが必要であるという信念を持っていた。この信念



は、先の戦前ファシスト時代の右翼の開発主義者と合致するだけでなく、新たに発生した反植民地主義者、植民地経済体制からの脱却という左翼の見解とも合致したのである。彼等は、またこのような経済と造るためには、国家の援助と党派の援助が必要であると信じていた。それで、政府と党派のチャンネルを通して、軍部エリートは、これまで王庫局によって手がけられなかった基礎的な資源分野とインフラの整備と、輸入代替工業の開発を主張し始めた。運輸省は航空路線を開発し、産業省は石油精製工場と発電所を建設し、国防省と財務省は銀行を開設した。

この時期、政府が関与していない経済部門は、おそらく農業生産以外には存在しなかったと思われる。政府は、山林、鉱物資源を所有、開発し、農産物を加工し、多数の商品を製造し、運輸通信業を独占し、外国貿易、国内商業の双方に携わり、さらに、信用、貯蓄、融資の機能も果たしていた。

タイの公企業は、このような国営企業の型だけではなく、政府が出資して影響力を行使する株式会社も含まれている。1962年タイ国予算案によると、a) 国営企業および政府所有工場 = 42、所有株数50%以上の銀行および株式会社 = 43、所有株数50%未満の銀行および株式会社 = 12、その他 = 3、総計100企業となっている。(注32)

この数字から分かるように、公企業といっても、その半数以上は半官半民の共同出資による株式会社である。当時のタイにおける民間資本の殆どは華僑資本であって、それは官僚と華僑の共同経営を意味した。第2次大戦後のピブーン内閣時代には、公企業の業種は、あらゆる分野に及び、公企業化した企業に対して、政府は多くの特権と便宜を与えている。それはまさに、国王貿易独占制、徴税請負制における支配階層による政治的保護と同じであった。

先に述べた通り、公企業内の要職を軍、警察、文官の各部門を管理する高官に与え、利益を分配することが主眼であった。そのため実際の公企業経営は華僑資本家の手に委ねられている。政府の高官は社長や重役のポストに就いていただけで、経営に直接関わることはなかった。公企業制度は、そもそも華僑資本家を経済活動から排除するという経済ナショナリズムを標榜して導入されたにもかかわらず、結局は、経営面の全てを彼らに依存せざるを得なかったのである。華僑資本家からすれば、高官と伝統的な保護-被保護関係を構築することで、政治権力に頼ることによって、自己の資産、収益を防衛することが出来た。具体的には、当時普及していた型は、高官を自分の企業の社長や重役に招き、その見返りとして企業を保護してもらうというものであった。スキナー (Skinner G. William) は「経済ナショナリズムの反映としての華僑弾圧は、上層階層に属するタイ人と華僑の事業協力を深めた。」と記している。(注33)

ピブーン首相が自己の権力を維持するため、配下の高級官僚に自己への忠誠を誓わせるための保護手段として、この公企業を使っていることは、公企業の所轄が、各省に広く分散していることからもうかがえる。省別所管公企業数は、次の通りとなっている。総理府7、国防省15、大蔵省19、農林省7、運輸省10、内務省10、文部省2、厚生省1、工業省14、経済省42 (県商事会社4含む) 外務省と法務省を除く、全ての省が公企業を所管している。公企業が権力維持のための手段としてつかわれていることを、如実に示すのは、国防省がかなり多くの公企業を持っていることである。

所詮、高級官僚への富の分配として使われた公企業であったので、当然ではあるが、幾つかの専売事業を除いて、殆どの企業は、赤字経営となり、汚職の巢窟となった。世界銀行は、タイへ

の融資を行うに当たり、1958年-59年に調査を実施した。その報告書では、公企業が赤字経営に陥った原因として、次のような諸点を挙げて、公企業の改善を求めている。(1)政府への納入金、政府の資金を不正に使用している。(2)部下の保護、ひいきに企業を利用している。(3)自己の子分に合法的に賞与を与えている。(4)普通の官吏には制限されていた商業的利益をあさっている。(注34)

1980年代になっても公企業の非効率性が依然と問題視されている。1986年においても、タイ国における最大規模の19会社のうちの11会社は、依然として政府各省の所有となっていた。「第6次経済社会開発五カ年計画(1987年-91年)」では、10のプログラムのうちの1つを割いて公企業の非効率性を指摘し、その改善策を提示している。それによると、公企業の価格設定は不合理であり、人事管理もなっておらず、独立採算は期待できず、競争力はないときめつけられている。少なくとも、この時代になっても、1950年代の公企業の体質を保持していること、つまり何らかの形で部下の保護手段として利用されていることが知れる。

#### 商業銀行掌握制度(ラポップ・ガーンユット・タナカーン・パニット)

第2次大戦前、戦中、戦後と三次に亘って、銀行設立ラッシュが起こっている。この銀行設立ラッシュは、華僑の大銀行資本家を生成せしめることになった。第二次大戦前のピブーン政権は経済ナショナリズムを標榜して、華僑を弾圧して、経済をタイ人の手に取り戻すべく種々の政策を打ち出したが、いずれも成功していない。華僑は国籍をタイに変えて事業を行っていたし、華僑に対抗して、設立したタイ人商工会議所のメンバーに華僑が加わっている。またタイにとって最も重要な輸出品である米穀の取引を管理するため、1938年タイ米穀会社(Borisat Khaw Thai Camkat)を設立した。そして、その翌年には、米を輸出し、日常必需品を輸入するという、貿易業務を担当するタイ商業振興会社(Borisat Thai Niyom Phanit)を設立して、政府による貿易管理を目指したが、結局は、この経営も華僑の手に委ねなければならなかった。

華僑弾圧で、華僑の経済的影響力を排除しようとしたのであるが、逆に、若干の華僑に、政府の公企業に参加することで、利益を追求する機会を与える結果となった。先にみた公企業を通じての官僚と保護-被保護関係をもって、資本を蓄積した華僑が、この三次の銀行設立ラッシュで大銀行資本家へと発展することになった。

第1次ラッシュは、戦前のピブーン政権時代に起きている。先にも触れたが、公企業政策の一環として、タイ米穀会社とタイ商業振興会社を設立して、輸出入業務を政府が行うようになった。この貿易業務を円滑なる遂行のため、政府が出資して三つの商業銀行を設立している。エーシア銀行(1939年設立)、ナコン・ルアング・タイ銀行(1940年)、モントン銀行(1942年設立、1966年にカセート銀行と合併して、クルング・タイ銀行となっている。)の三銀行である。そして、1942年には、タイで初の中央銀行として、タイランド銀行が設立されている。

第2次大戦を契機にして、商業銀行の第2次設立ラッシュが起きた。第二次大戦期にタイの外国貿易が激増している。タイは、世界の市場の中での主要な米供給国となり、国内では日常必需品に不足も生じて輸入が増大した。輸出入が増大する反面、日本の進駐によって、西洋の現行が閉鎖され、すでに、政府が商業銀行3行設立していたのであるが、この商業の発展に間に合わず、同時に四つの商業銀行が設立された。

バンコク商業銀行(1943年)(王族家系と米穀商人家系の合併)、バンコク銀行(1943年)(高級官僚と第二次大戦期にタイ米穀会社との米取引で蓄財した華僑商人の合併)、カシコン・タイ銀行(1944年)(華僑商人の合資で設立、当時の与党人民党のメンバーを重役として招聘)、クルングシー・アユタヤー銀行(1944年)(頭取は人民党の党首プリディー・パノムヨン)

この時期に設立された銀行の多くは、華僑米穀商人と王族、高級官僚の合併か、あるいは高級官僚を要職へ招聘している。華僑商人が、王族、高級官僚と合併、協調の道を選んだのは、過去において、華僑が設立した銀行が、国からの援助がなく、主要な業務を剥奪されて倒産したという経験を持っていたからである。人民党のプリディー党首が頭取になっているのは、人民党の重要な資金源として銀行を使うためであった。このことから知れるように、1932年立憲革命で政権を握った新たなる支配階層の経済的基盤として銀行に目をつけ、銀行の掌握に乗り出したのである。一方、華僑資本も、王族や貴族官僚の保護の下に入ることによって、安全な経営をねらった。商業銀行を媒介として、新たなる支配階層と華僑商人の保護-被保護関係が、この時期から成立したとみてよいであろう。

1947年11月8日、ピン・チュンホワン中将、パオ・シリーヤノン大佐、サリット・タナラット大佐等によるクーデターが発生し、ピブーン内閣が崩壊している。これを期にして、軍部独裁政治が始まっている。革命団と呼ぶ軍閥が、タイの社会経済の方向を決定する集団となった。この革命団は、国の保護下の資本主義と呼ばれる経済政策を打ち出した。民間企業の発展を重要視し、人民党時代より以上に、商人達の事業を保護している。ピブーン政権時代に数多く設立した公企業を管理を維持しながら、民間企業育成のため華僑商人の事業を保護するという政策は、華僑商人達をして自己利益の追求に狂奔させることになった。

1950年朝鮮戦争が勃発した。タイは米、ゴム、錫、その他農産物を輸出増大し、タイ経済は繁栄し、外国貿易はコーリア・ブームで沸き上がった。それに伴った商業銀行も繁栄した。この時期に第3次銀行設立ラッシュが発生し、五つの商業銀行が設立されている。

レーム・トーン銀行(1948年)(革命団の高級官僚と華僑商人の合併)、サハー・タナカーン・グルングテープ銀行(1949年)(革命団の高級官僚と華僑商人の合併)、タイ・トゥン銀行(1950年)(幾つかの王族家系、華僑商人、インド人商人の合併)、カセート銀行(1950年)(革命団の高級官僚、華僑商人、タイ人商人の合併。1966年にモントン銀行と合併して、クルング・タイ銀行となる。)、シー・ナコン銀行(1950年)(華僑商人同士の合併)

革命団は、内部の権力争いから、二つのグループに分裂した。パオ大佐・ピン中将のグループ、いわゆるソーイラーチャクルー・グループと、サリット大佐のグループ、いわゆるシーサオテュー・グループに分裂した。この二つのグループは、銀行を自らの経済的基盤として使うべく、掌握し、支配下に置こうとした。パオ・ピン・グループが掌握した銀行は、バンコク銀行、クルング・シー・アユタヤー銀行、タイ・パーニット銀行等であった。サリット・グループが掌握した銀行は、モントン銀行、エーシア銀行、カシコン・タイ銀行、サハー・タナカーン・クルングテープ銀行等であった。(注35)

1957年のクーデターで、サリット将軍が政権奪取に成功した。パオ・ピン・グループの経済基盤であった全ての商業銀行は、サリット将軍の基盤に吸収された。サリット将軍は、ピブーンが公企業を部下に配分して忠誠を誓わせて、保護-被保護関係を結んだと同様に、商業銀行を

自分の部下に配分している。プラパート・チャルサティアン陸軍大佐をバンコク銀行の頭取にし、プラスト・ルチラウング警察大佐を、クルングシー・アユタヤー銀行の常務に送り込んでいる。サリット将軍自身も、タハーン・タイ銀行、サハータナカーン・クルングテープ銀行、カセート銀行、モントン銀行等に影響力を行使し、自らの経済基盤としていた。このような状況は、1973年学生決起によって軍部独裁政権が崩壊するまで続いた。

1932年立憲革命によって、権力を握った新しい支配階層は、その経済基盤を求めて、公企業制度を利用したと同じように、商業銀行制度を利用したのである。

#### 配下会社制度 (ラポップ・ポリサット・ポリワーン)

配下会社というのは、政府から独占権を与えられて、常に政治権力による保護を受けている会社である。タイニヨム (タイ主義) 会社、威力企業 (ウイサハキット・イティポン) と呼ばれた。1938年-1943年時期に隆盛し、バンコクにタイ商業振興会社 (タイニヨム会社) を設立して、その子会社として、各地に県商事会社を配置している。これが配下会社の典型である。1947年-1957年期間には、在郷軍人救済会の配下会社グループ (クルム・タハーンサマッキー) を設立している。さらに、1961年-1973年にも、サリット首相の事業グループとして設立されて、会社名の頭に“ウィット” とか“プーラパー” という言葉を付けていた。(注36)

サリット首相が設立した配下会社には、例えば、米の輸出クォーター、富くじ販売クォーター、タバコ販売クォーターを受けるための会社、経済社会開発計画に割り込むために建設請負会社、資材会社、武器会社等があった。これらの会社は、独占権を設定して、自分では経営せずに、その独占権を自分の保護下にいる者へ又貸して経営に当たらせて、保護手段に使っている。

これら配下会社の経営は、公企業と同様、華僑商人によって行われていた。彼らは政治権力の保護をうけて、独占権を獲得して、その利益の一部を見返りに配当する。空気株 (会社設立に際し、利用価値のある政界、軍警察等の大物の名前を株主に連ねるため、実際に投資せずに贈られた株)、重役の報酬金、種々の型での献上金等で行われていた。政府は、保護下のポリウェーン会社に独占権を与えるだけでなく、その会社が経営難に陥った場合には、国の資源 (国家財源) を使って支援している。

政治権力が完全に伝統的な保護-被保護関係を使って、共生的、相互扶助的な関係を確立するために作られた会社といってよいであろう。

#### 5. 1973年学生決起による軍事政権崩壊にともなう変化

1932年以降の軍事政権を支えた代表的指導者は、ピブンとサリットであるが、この両者のとった政策は対照的であった。先にも触れた通り、第二次大戦を挟んでのピブン政権は、経済ナショナリズムを標榜して、タイ経済の実権を握る華僑資本を弾圧しながら、公企業政策をはじめとして、経済活動への政府の直接介入政策をとった。それに対し、サリット政権 (1958年成立) では、経済ナショナリズムが陰を潜め、華僑資本家への脅迫、嫌がらせも姿を消した。公企業の拡大は阻止され、多くの公企業は民間に払い下げられるか、貸し出された。1961年に始まる社会経済開発計画では、自由放任主義的な経済政策がとられた。政府の投資は経済基礎施設の開

発に向けられ、経済活動は民間にまかされた。サリットは政権掌握後、憲法を廃止し、選挙で選出された人達による立法部を持たずに、タイ的民主主義を掲げて独裁的政治を行い、まさに開発独裁であった。彼は国の経済運営の責任を負うべき部門に有能なエコノミスト、テクノクラートを配置し、彼らが構成する国家経済開発審議会、産業投資委員会を管理下に置いて、経済成長を最優先する政策を展開した。

この政策は、タイ経済はこれまでにない高い経済成長を維持せしめることになった。1965年と1990年の間、一人当たり国民総生産は年間に4.4%伸びており、1992年の世界銀行がカバーした125カ国の中で、このタイの成長率を上回った国は、8カ国しかなかった。1965年から90年にかけて、国内総生産における農業部門の割合は、32%から12%に減少した。一方、工業部門のそれは、14%から26%に伸びている。(注37) また、顕著なのは、全輸出の中で工業製品の割合が、1971年に10%であったのが、1991年に約66%に伸びていることである。(注38)

サリットの自由放任主義的な経済政策は、これまで弾圧されてきた華僑資本家を束縛から解放する一方、高い科学水準の知識を身につけたエコノミスト、テクノクラートを重用しており、近代的合理主義が政治に反映するかに見えた。しかし、伝統的な保護-被保護関係というネットワークは消えることなく、広く温存された。華僑資本家にとって、官僚との癒着は、なお高い価値のあるものであった。行政機関における便宜、特権の供与、契約の優先権など、利益拡大には不可欠なものであった。サリットの死後、数多くの汚職、スキャンダルが新聞紙上を賑わしたのは、それを裏付けている。また、1960年代末に、サリット政権を引き継いだタノーム政権時代に、保護-被保護関係をもって民間会社に関与していた上級軍人が80人以上いたことも、よく知られていることである。(注39)

サリット政権の下でタイ経済は経済成長を見せたことによって、政治的に長い間疎外されていた(軍・官僚並びに華僑資本家以外の)勢力の台頭を招くことになった。その最初に台頭したのは学生達であった。その後に都市のホワイト・カラーが続いた。1973年その学生達が決起して、サリットの権力を受け継いだ軍政権を打倒するに至った。

軍事政権時代の崩壊後は、タイ国における保護-被保護関係は、徐々に衰退傾向をみせた。1970年代中葉、役人の縁故ひいき、汚職、職権乱用に対する一般大衆の怒りが高まり、高級官吏を企業の役員として招聘して、保護-被保護関係を作ることが、厳しい批判の的となった。また、同時に、陸軍の上層部に分裂が起こり、軍部の力が不安定になって、企業が陸軍、官僚エリート間と保護-被保護関係を結んでもあまり効果がなく、また会社の信頼性を失う危険も出てきた。その結果、会社の役員として軍人・官僚の招聘は減少して行った。その典型は、1970年代中葉におけるバンコク銀行(東南アジアにおける最大の民間銀行)が、初めて専門的銀行マンを頭取に任命していることに見られる。また、政府と実業界の間の政策に関するフォーラム(討議の場)が成長してきたこと、またプレム政権は、一貫して、組織化した実業界の代表者に理解力を示した。そのため歓迎できない政府政策を回避するために袖の下を使う必要性があまりなくなり、保護-被保護関係を結ぶ意義が薄れたのである。

しかし、この後、選挙で選出された議員だけによる内閣が成立し、完全な議会制民主主義体制が誕生する時期になって、再びこの伝統的関係が甦って来るのは、誠に皮肉である。

1980年から1988年にわたるプレム政権は、一般選挙を実施し、それを基盤にして権力を掌握していたが、政府与党は有力な退役軍人を、大臣及び鍵となるような内閣のポストに、選挙で選ばれた政治家を混ぜて配置しており、旧来の官僚政治構造から脱するには至っていない。完全な選挙選出議員による内閣が成立したのは、当時の最大政党チャート・タイ党の党首チャチャイ・チューンハワンが1988年に政権をプレムから引き継いだ時であった。この時代になって、再び、保護—被保護関係が政治の重要な役割を果たすようになった。選挙資金を稼ぐためには、実業界と連携することが必要になったのである。地方において、選挙を勝ち抜くために票を金で買い集める、いわゆる買票のための資金および党活動や選挙活動のための潤沢な資金を確保する必要が出てきたのである。この選挙資金を獲得するという政治的課題は、1980年代末のチャチャーイ政権下で汚職を増大させる結果を招いた。チャチャーイ政権は、1991年2月の軍部クーデターによって崩壊しているが、軍事政権がそのクーデターを正当化するために掲げたスローガンは、汚職の根絶であったのは、当時の状況を良く物語っている。

一度衰退したかに見えた保護—被保護関係が、汚職という行為を伴って、チャーチャイ政権下で、再び政治の舞台で脚光を浴びるようになった。そして、その主役として浮かべ上がったのが、チャオ・ポーとよばれる人達の存在である。1991年当時、警察の報告によると、各県に大きな影響力を有するチャオ・ポーが3人くらいずつおり、全国で見ると204名に上っていた。

#### チャオ・ポー制度(ラポップ・チャオ・ポー)(注40)

1967年から1977年にかけて、地方で影響力を持つ実業家は、一般にチャオ・ポーと呼ばれるようになった。この言葉は資産家で権力を有する人だけを意味するのではなく、法規を超えて行動できる特権を持った人を意味している。これらの多くは、中国人の血を引く人達であり、合法的な事業ばかりでなく、非合法的な事業も行っている。彼らは、一般に、役人、警官、軍人等と緊密な関係を持ち、地方レベルの行政にも影響力を持っている。彼らの一部はギャングのような暴力集団を抱え、暴力事件をしばしば起こしており、チャオ・ポーはとかく悪いイメージで捉えられ易い。しかし、多くのチャオ・ポーは、自分の影響力の及ぶ地域の住民には、寛大な心を持って接し、親切で、心優しい高い徳を持った人と見られ、尊敬され、頼りにされている人達でもある。

チャオ・ポーは、外に対しては、法規を無視して、非合法的な事業を行うという体制に反抗する気構えを持ち、内である地域住民には、寛大な心を持ち、頼りにされている人間ということになる。このよう人間は、タイには古代より存在していた。タイ族が中国南部から現在の地に移住して来た頃、外敵から村を守る義務を持ったナック・レーン・トー(大親分)という人間がいた。(注41)彼はチャイ・ナック・レーン(ナック・レーンの心)という心を持つことが要求されていた。それは心が寛大で、親身になって他人の世話を見る優しい心であったという。つまり、外に向かっては、どんな敵にも立ち向かい、それを倒す力を持ち、内にあるのは、チャイ・ナック・レーンを持って人の世話を親身になってする人間である。当時理想の指導者とされ、村がムアング(城市=小国)になった時には、防衛司令官になり、ついにはムアングの長官になっている。

タイ王制イデオロギーを考察した際、社会人類学者の中部タイ農村の分析から、農民の世界観には、人間の住むクナ(安全)世界と神霊威力の住むデーチャ(危険)世界があり、この二つの

世界の間にも両世界を媒介する中間領域があることを述べた。そして、この中間領域の表象を「良き指導者」であった。タイ農民の二元的世界観は、サイヤサート信仰から生まれていることはすでに述べた。(注42) この信仰は、古来からの信仰であり、古代の二元的世界観を持た人達は、外に向かって、どんな敵にも立ち向かうことでデーチャ世界と取り結び、一方寛大な心でクナ世界と取り結んで、両世界を媒介してくれるナック・レーン・トーを「良き指導者」として崇めるようになり、彼に服従するようになったのである。タイ人の二元的世界観とナック・レーン・トーの関係を見る時、チャオ・ポーというのは、突然、現れた人間類型ではなく、古来よりタイ人の意識の中に存在する「良き指導者」の一類型が、今日のタイ社会に出現したと理解すべきであろう。今日、このような古来の「良き指導者」類型が、全国に亘って出現し、今日タイ社会に大きな影響力を持つに至ったのには、それなりの理由があったからである。

ソムバット・チャンスワング(Sombat Canthuang)博士は、チャオ・ポーをナック・レーン・トーよりも、一段格上の人物と見ている。それは、役人、警官、地方の高級官僚、さらに中央政府に圧力をかけられるほど、その影響力を拡大しているからである。(注43)

ここでは、チャオ・ポーは古来よりタイ社会における非公式な地域支配者流れを汲む存在であるという視点から、あえて制度の一つとして扱っている。

#### 1) チャオ・ポーの出現

1958年に政権を掌握したサリット・タナラット元帥が社会経済開発計画を実施したこと、さらにベトナム戦争を遂行するアメリカが、東南アジアへの共産主義浸透を防ぐため、タイへの援助の増大したこと等は、“チャオ・ポー”たちの事業を発展させることとなった。

この時期の開発戦略は、農業の多角化によって、輸出農産物を広げ、資本財輸入を増大させようとするものであった。1961年に開始した社会経済開発計画で、自由放任主義経済政策を掲げ、政府による経済基礎施設の開発が進められた。通年利用型の道路が、タイで初めて建設されて、一挙に国内道路網が広がり、それにつれて通信網も全国的に拡大した。(それまでは、雨季の間、幹線道路の殆どが水没してしまい利用できなかった。)その結果、地方の商業活動が著しく発展し、商業主導型での経済発展が見られた。

農業の多角化によって農業生産物の輸出の急激に伸びた。これまで主たる生産物であった米と、並んで新しい農産物、例えば、カッサバいも、砂糖、とうもろこし、タバコ、黄豆、煙草等が生産され、輸出されるようになった。この農産物輸出の拡大は、地方の商業、投資活動、農産物生産を活発化した。“チャオ・ポー”と呼ばれる人達にも、この種の仕事から大きな利益を得た。あるチャオ・ポーは農産物商人になることで仕事を始めて、米とカッサバいもへと商売を広げている。またあるチャオ・ポーは北部全域にわたって散在する煙草栽培を基礎にして、商売を拡張している。

かつて、経済のみならず、政治、文化、教育等全ての活動は首都バンコクに集中し、タイ社会は一都市社会の観を呈していた。地方都市(ムアング)のほとんどは、僅か数千の人口を有する小さな町であった。その中で、最大の地方都市でも、人口はバンコクの40分の1程度であった。1960年代から1970年代にかけて、この小さな幾つかの地方都市が、首都バンコクの発展に引っ張られるような感じで、発展を見せるようになった。地方の商業活動が盛んとなり、地方

都市の領域が拡大し、人口も急増した。

このような地方都市の繁栄は、土地開発事業、公共事業、運送事業を発展を導くことになった。地方都市は、新しい都市に生まれ変わったが、地域の発展に応えられるような指導者は少なかった。勇気を持ち、野心を持つ人は誰でも、指導者としての地位をねらうことができた。地方の地域では貧しく、社会から低く見られていた人達が、自らの社会的地位を向上させる機会が生まれた。かくて、地方都市に新しい企業家が誕生し、著しい成長をみせる企業家グループが発生してきた。彼等は、経済的、政治的権力が集中するバンコクと人口と資源が集中する地方周辺部の間に生じたスペースに位置づいた。彼等はこれらの二つの極をまたいで、両極を経済的、そして政治的につながりを持つまでに成長することになった。

新しく発生した地方企業の事業内容は、場所によって、また時代によって違っているが、大雑把なパターンがあった。多くは、周辺部の地方から資源を引き出してバンコクを通して連結する輸出市場に供給するという役割を獲得することから始まった。新しいビジネス・リーダーの中には、もともとは地方の精米業者や商人がいたし、また、1960年代以降の農業の多角化によって、急速にその耕作地を拡大した高地換金作物の買い付け、加工、輸送から出発した人もいた。なお、その他、木材業、鉱山業、漁業などから出発した人もいた。これらの企業家は、道路網、通信網の発展から首都バンコクと結びつくことができ、商品取引やサービス業を始めることができ、成長する地方の資金需要を供給し得るだけの資本を獲得したのである。典型的には、トラック、自動車のディーラー、石油スタンド、家庭用耐久物資、建設資材、アルコール、贅沢品などを商売としていた。最終的に、より一層の繁栄の機会を求め、特に不動産、建設、ホテル、観光業、近代的ショッピングセンター経営などに手を出している。

サリット政権の経済開発計画によって、地方の経済基礎施設の開発が進められた時期は、タイ経済がベトナム特需で沸き、また共産主義の東南アジアへの浸透を防ぐためのアメリカの援助の増大などが重なって、地方経済は著しい発展をみせた。1960年代を通して、アメリカの援助は平均して、10億バーツ(1000万ドル)を超えて、その総額は1962年-1970年間に、143億バーツ(5億6000ドル)に達した。この期間に、軍事援助は輸出総額の12%になっている。加えて、タイに駐在するアメリカ軍人および休養やレクレーションのためにタイに一時滞留するアメリカ軍人が国内に落とす額も大きかった。また、これら軍人の欲望を満たすサービス部門への投資も増大している。

政府による経済基礎施設の開発とアメリカの軍事援助から、地方における公共事業開発が盛んとなり、公共事業の請負契約を取ることが、手っ取り早く、多くの利益をもたらすものとして、注目されるようになった。政府と公共事業の請負契約を結んだ地方企業家は、大きな利益をあげて、莫大な資産を持つようになった。

また、地方企業家が手がけたビジネスには不法企業の種々のタイプが含まれていた。すなわち、密輸、木材の密売、博打、麻薬売買、武器売買、売春等である。地方は取り締まりが厳しくなく、長い海岸線と陸の国境は、多くの不法ビジネスの機会を提供した。そのような地域の都市は、活況の不法ビジネス市場の隠れ場となった。幾つかの地方企業家は合法的取引から手っ取り早く稼げる不法取引に転進する者も現れた。例えば、コーン・ケーン(東北タイの1県)のある企業家は、地方の穀物業者として資金を蓄えて、バンコクにおいて賭博場(カジノ)の経営へと転進し



た。恐らく、地方企業家のほんの僅かの人々が、不法ビジネスな耽ったものと思われるが、その利益率は非常に大きなものであったので、この僅かな人が、地方における富豪として、最も傑出した、有力な人物となっている。

このような新たに登場した有力地方企業家は、ライセンス、許可、土地証書、その他ビジネスを行うに必要なものを得るため、また、利益率の高い政府の請負契約を独占するため、さらに彼等の不法行為を見逃してもらうために、地域の地方行政機関、土地局、地域の軍隊と密接な繋がりを作り出した。一方で、彼等は、従属する仲間やギャングのネットワークを作っていた。もっとも繁栄した地方ビジネスセンター（特に、チョンブリー、ペッチャブリー、チェング・ライ、コーラート等）では、ビジネス上の争いから生じた殺し合いの記事が紙面を賑わしていた。

地方の経済発展から、ビジネス・リーダーとして頭角を現し、巨万の富を蓄積し、官僚やギャングといった取り巻き連中を最も効果的に操り、利用した人達が、地域で非常に傑出した人物と見られるようになった。この人達が、徐々に、チャオ・ポーという人気のある名称を獲得するようになったのである。

## 2) チャオ・ポーの影響力と保護－被保護関係

チャオ・ポーが、タイ社会で影響力を持つに至った大きな要因は、保護－被保護関係という伝統的な人間関係によって広い人脈を構築することができたからである。

チャオ・ポーは、先ず、自分が住む地域の住民に対し、また低いレベルの地方役人と保護－被保護関係を結んで、地域社会における影響力拡大の基盤を創り出している。さらに、友人、株主、子分達、ホア・カネーン（選挙対策本部長）といったような、自分の勢力範囲内にいる種々の個人グループと、そして、同時に、高級官吏、軍部との関係を創り出している。

チャオ・ポーの地域住民に対する保護をどのようなものであったか、有名なチャオ・ポーの一人は、次のように述べている。

“住民は、役人に頼ることができない。というのは役人は僅かな月給しかもらっていないからである。私は沢山収入があり、多くの金を分け与えることができる。地域住民は誰でも、私がコーヒー店で座っているのを見ると、いつでも私をとこりに来て、相談することができる。私は地域住民のための人間なのである。地域住民は役人よりも気楽に私のところへ来るし、役人たちが援助できないどんな問題でも、私なら、満足行くように、そして速やかに解決し、助けてやることができる。地域住民にとっては全てが便利なのである。私が彼らに与える最大のものは、彼らに仕事を探してやることであり、また、地域における種々の公共事業を開発することである。”

(注44)

チャオ・ポーは、“プー・ヤイ”(上位の人)あるいは“高い徳を持つ人”であるというイメージを植え付けるべく努力する。地域住民の日常生活と地域社会の福祉に日々注意を払い、寺へ寄付を怠らず、本堂や境内のあずまやを建設し、また宗教的行事、例えば、トート・パー・パー（僧に与える衣を森の樹上に架ける儀式）や、トート・カティン（僧衣献上の儀式）の主催者となったりする。また、チャオ・ポーは、国が行っている計画に資金援助をしている。例えば、自分の地域内の道路、リクリエーション施設、定期バスの停留所、橋等の建設計画である。また、チャオ・ポーは、民衆の貧困、公共事業の欠如、司法手続きの非効率さ、地域における社会福祉の欠

如等に対応して、その影響力を拡大している。チャオ・ポーは、民衆の生活を助成し、地域における社会福祉と公共事業がより急速に進むよう補助し、そして、民衆が政府の制度を通してよりも、より容易に、便宜、恩恵を受けられるようにしている。いふなれば、恩を売っているのである。その恩に報いるため、民衆はチャオ・ポーの云うとおりに動くようになる。後で述べるが、選挙の度毎に買票が問題になるが、チャオ・ポーへの恩返しで票を売り渡すのである。チャオ・ポーの慈悲に対し、その恩に報いるという保護－被保護関係が、民衆の間に確立しているということである。

また、チャオ・ポーは、兄弟親近者との関係を重視している。それは徐々に増大する事業からの利益を保護管理してもらう人達だからである。合法的であろうが非合法的であろうが、チャオ・ポーのほとんどは、親戚兄弟に事業の管理を助けてもらっている。これ以外に、チャオ・ポーが使う制度に“保護事業制度”というものがある。これは先述した。配下会社と同じ仕組みである。すなわち、チャオ・ポーは自分自身の名において合法的なビジネスを登録するが、信頼できる子分にそれを管理を委託するという制度である。これらのビジネスの多くは収支も不明確で、ずさんな経営が殆どで、管理を委託された子分達は、適宜に、収入を懐に入れることが出来た。それは、親分からの贈り物であった。この制度によって、チャオ・ポーは自らの事業範囲を拡大するとともに、自分の配下の子分との保護－被保護関係を創り出すことができた。多くのチャオ・ポーは、“ならず者”あるいはギャングとして子分を抱えており、彼らの忠誠心を維持する手段としたのである。これ以外に、この制度で創り出された多くの事業は、地域社会におけるチャオ・ポーの子分達や住民に働く場所を提供することにもなっている。

子分を保護するとともに、チャオ・ポーは、自分の事業を助けてくれ、あるいは秘密を守ってくれる地域の役人、警官、軍人、高級官吏等々と保護－被保護関係を結ぶ必要があった。あるチャオ・ポーは種々の非合法的な事業、例えば、アヘン取引、脱税品の密輸、武器取引、賭博場の開設、富くじ、木材の密売を行っていることから、彼らは、地域における最高の地位にある地域の軍総司令官、県知事、郡長、警察署長等から保護を受け、秘密を守ってもらうことが必要であった。官吏の給料が非常に少なかったことは、影響力を拡大しようとするチャオ・ポーにとって、彼らを取り込むのは、いとも易しかった。また、高位の官僚にまで関係を拡大することができたとき、彼にとっての難題はすべて解消した。地域の役人に影響力を行使することを最もはっきり示した例は、非常に商業の発展した中部地域と北部地域の境の地方都市で発生した事件である。1987年代の中頃、製材業で今日の地位を築いた、ある有名なチャオ・ポーが、自分と対立するグループの指導者を捕らえ、何の証拠もなしに、投獄してしまった。これはこのチャオ・ポーは12の郡全部の警察署の署長に賄賂を贈り、さらに県の警察長官に闇くじの発行代表者になってもらっていたからであった。内務省の報告によると、このチャオ・ポーは、県内の最大の賭博場(カジノ)の経営者であり、その他多くの非合法的な事業の所有者であった。やがて、このチャオ・ポーは、地域の一人の政治家を援助して、当選させるまでになった。その政治家が大臣になったとき、“チャオ・ポー”は、この関係を使って、自分の土地売買を妨害しようとした役人の移動を命じてもらい、また、県知事の移動をも命じてもらっている。

この例にみるように、チャオ・ポーと政治家の保護－被保護関係は、非常に緊密なものがある。次にチャオ・ポーと政治の関係を見ることにする。

### 3) チャオ・ポーと政治

タイの地方行政は、中央政府から任命される官吏、すなわち県知事、郡長、警官という上部と、選挙で選出された村長、村長の中から選出されたカムナン（区長）からなる下部で構成されている。この中央政府から任命された人達と選挙で選出された人が一緒になる場が県議会であり、県会議員は5年の任期で選出されている。県議会は県予算を承認するという権限と、県知事と県役人の業務を監督する権限を持っている。農村地域では、村長から選出されたカムナンは、地域と国をつなぐ末端にあって、多くの権限が与えられていた。

サリット政権下で経済開発計画が実施されて以来、地方都市の発展が著しく、地方行政が重視され、多くの開発予算が県当局に流れ込むようになった。県議会は、国家予算を管理し、その配分を決定する権限が強化された。1975年、政府はタムボン（地域）開発基金を設けて、地方の公共事業の開発を促進するようになって、区議会の長であるカムナンも、この基金の支出責任者となり、政府の重要な予算を管理の一翼を担うようになった。このようにして、地方自治行政が重視されるようになって、地方における役人達は、高いレベルの官僚、例えば県知事、中央からの官吏、警察署長、その他政府機関から派遣された官吏、さらに地域に駐留する軍の総司令官等と接近する機会を持つようになった。

このような地方行政の変化から、地方の実業家は、地域内の選挙で選出されて、政治の一翼を担えば、自分の事業の発展につながると考えるようになった。村長になり、カムナンになり、県会議員になって、多くの上の権力者に接近することができれば、事業にとって有利な種々の権益の獲得につながるからである。

地方の多くの実業家は、カムナンと県会議員なるべく努力している。1990年10月の県会議員選挙では、全県会議員の61.6%のおよぶ2,046人が実業家であった。その実業家の多くは、建設請負業者であった。

一例をあげると、タイ中部のバンコクに近い県で、ごく普通の商人が村長に選出され、カムナンに選ばれた。熱心に仕事を行って、カムナンの手本と賞賛された。やがて、政府が地域の土地開発を開始し、土を集めて運んで来て、土をならすという、運河や道路の建設作業が始まった。彼は、請負会社を設立して、政府のプロジェクトを請け負うようになった。これによって、彼は急速に富裕になる基盤を持つことになった。彼の弟を国会議員に送り込み、この弟が副大臣になった以後は、そのつながりを頼りに、彼はミャンマーからの木材の密輸を行うようになり、ミャンマー国境に近い土地に大規模なホテル建設に投資するに至っている。

1970年代の後半から10年間ほどの間で、チャオ・ポーは、国家レベルの政治において重要な役割を、急速に持つようになる。彼らを取り巻く社会環境の変化からである。一つは地方にネットワークを拡大しようとする軍部からの働きかけがあり、一つは議会制民主主義下の政党からの働きかけがみられるようになったからである。

軍との関係から見ていくことにする。1963年サリット首相の死去以後、タノム・キッチカチョン内閣が政権を握ることになった。アメリカとベトナムの戦争が続いており、タイはアメリカの軍地基地化する一方、タイ共産党の存在が明るみ出るなど、左翼勢力の動きも活発化した。そうした中で、軍部に挑戦する新勢力が大学生、労働者、実業家を含んで出てきたことを、軍部

は認識するようになった。このような趨勢に対抗するため、軍部は各県における主要なグループと連携しながら、権力基盤強化のためのネットワーク構築を始めた。

1967年-77年の10年間に、軍は地方に新しい多くの政治組織を作った。そのうちで、成功した組織がルーク・スア・チャオ・バーンである。(注45)これは農民を結集して、軍の援助による共産主義浸透の危機に立ち向かう組織を作ろうとするものであった。この組織の指導的役割を果たしたのは、すべて有名なチャオ・ポー達であった。彼らがこの組織に参加したのは、軍の指導者層との関係を作る手がかりを得るためであった。軍の指導者と結びつくことによって、その地域における影響力を強化でき、また利益を生み出すことができるからであった。当時、流行っていたのは、大きな権力を持ち、重要な地位にいる軍人と一緒に写真を大きく引き延ばして、家の目立つ場所に掲げて、自分の力を誇示することであった。この他にも、軍指導の組織が作られて、チャオ・ポー達は武器の貸与を受けて、自分の子分達に渡し、軍の訓練を受けさせている。

1977年-87年の10年間でも、チャオ・ポーと軍のつながりは緊密となっている。その一つは、チャワリット・ヨングチャユット将軍の率いる軍人グループのイサーン・キヤウ・プロジェクトである。(注46)このプロジェクトも、指導的な地方実業家が、高級軍人と保護関係を創り出す機会となった。また、軍は、政府内部に軍部の影響力を維持する策略として、退職後の高級軍人を国会議員に立候補させている。これらの軍人達は、かつて地方の軍司令官であった時代に緊密であったチャオ・ポーを探し、援助を依頼している。当時著名な将軍の多くは、地方の指導的実業家であるチャオ・ポーと親密な関係を持っていた。

1992年2月の軍部クーデターは、ある軍人グループが、チャオ・ポーと緊密な関係を持つ他の軍人グループ(チャワリット将軍グループ)の壊滅をねらったのものであったと言われている。クーデターを起こした軍人グループは、チャオ・ポーを絶滅すべく、全国の警察を通じてチャオ・ポーの名簿作成を命じ、実態調査に乗り出したが、成功していない。

次に議会制民主主義とチャオ・ポーの関係を見よう。1979年に新憲法の下での選挙以来、クーデターなどの政治的事件に遭遇することなく、議会制民主主義政治が順調に行われてきた。種々の政党が、この政治体制下で誕生した。これらの政党は、広く全国的にネットワークを持たない政治家グループが、首都バンコクで設立したのがほとんどである。1979年の新しい選挙制度では、国会の議席の80%以上がバンコク以外の地域で選出された議員で埋めることになった。そのため政権を握れるレベルまでの議席を獲得するには、各県で選挙基盤を持つことが必要となった。このような状況の中で、地方で影響力の強いチャオ・ポーの存在が俄に注目されるようになった。全国に広く政党を支えるネットワークを持たない新しい政党は、選挙の度ごとに各県に出向き、チャオ・ポーのネットワークを使わせてもらうべく、彼らへの接近を試みている。

それぞれの候補者は、勝利を得るためには自分自身の選挙活動ネットワークにチャオ・ポーのネットワークを組み入れなければならなかった。その中心的役割を果たしているのが、農民の投票に大きな影響力を持つ、ホア・カネーン(選挙本部長=票集め人)と呼ばれる人間であった。ホア・カネーン制度は地方選挙の一部となるほど、その歴史は古い。ホア・カネーンになれるのは、もともとは地方役人、軍人、工場所有者、僧侶、教員など、権力で農民に強制力を働かせることができる人が、農民との絶えず接触し好感を持たれている人、いずれにしても、農民の票を集められるような人達であった。1970年代までは、地方役人や軍人がその中心であったが、

1973年の学生決起以降、与党が多くの党に分裂し、地方役人を組織的に利用することができなくなった。また、軍事政権が崩壊したことによって、農村における軍の影響力も衰退した。立候補者は、新たなるホア・カネーンを競って探し求めることになった。このような状況の中で、チャオ・ポーがホア・カネーンとして重要視された。地域レベルと村落レベルで、チャオ・ポーは、これまでホア・カネーンであった僧侶、教師等と競合するようになった。チャオ・ポーは暴力と違法行為の経験を持ち、彼らの影響力が及んでいる広いネットワークを持っていた。そのネットワークは、上は政府高官や金融機関に、下は一般民衆へと両方に伸びており、選挙管理人、警官に協力を強要したり、対立候補者を応援する人達を脅迫できるような圧倒的に力を持っていた。また、彼らは巨額な資金を持った地方実業家であって、立候補者にとっては資金援助も受けられるという魅力もあった。

チャオ・ポーと立候補者との関係は、いわゆる個人と個人の保護—被保護関係であり、あくまで政治家個人との関係で、政党との関係ではなかった。また、この関係は、保護—被保護関係の特徴でもあるが、共生的な関係であった。チャオ・ポーは、特定の立候補者に選挙資金を援助し、巨額の資金を使って票を買い集めることもする。また、暴力や脅迫という手段を使って、自分が援助する候補者に投票するよう強制もする。ある場合には、選挙管理する役人に対しても影響力を行使して、投票箱を取り代えるようなことさえしている。

チャオ・ポーがこのように立候補者を支援する理由は、一つには、立候補者が当選して国会議員になった際には、自らの影響力を誇示することが出来るし、また自分の事業を防衛にもなるからである。もう一つは、政治家と知り合う機会が得られることである。政治家と知り合えば、その人を通じて、国のプロジェクト、慈善団体への寄付金を出すことができ、その人に恩を売ることが出来る。そして、その反対給付として、自分の違法の事業に役人、警察が介入しないようにしてもらえれば、違法の事業からの利益を増やすことが出来るのである。

1969年選挙から買票が劇的に増大しているが、この多くはチャオ・ポーによって組織されたものである。票の価格も高騰し、1988年には、ある地域で1票が200バーツ以上になった。1966年の調査では、ラーチャブリー県の27%の人が、買票は合法であると信じているほど、一般化していた。1988年選挙の期間に行った内務省の調査によると、候補者の30.4%が買票は、効果的な選挙戦術であるとみているし、投票者の47.3%が候補者選択が金や物になると思っていることを明らかにしている。有名なチャオ・ポーでホア・カネーンであった人が、私が知っている限り、投票者に投票を願って金や物品をあげることなしに、国会への身を切り開いた(東北タイ)代議士は一人もいないとまで言い切っている。

ホア・カネーンとして、国政と結びついたチャオ・ポーは、多くの県における選挙戦で勝利の鍵を握るようになった。チャオ・ポーの中には、この立場に満足しない者が現れた。ある者は、それまでの高級官僚や軍人の子分になるのではなく、また自分の保護者を支援する立場にあるのではなく、国政に直接接近するため立候補して、国会議員になっている。彼らは国会議員になることによって、県知事、警察署長、軍司令官に頼っていた種々の便宜供与も、自らの手で議会や政党を通じて得られるので、彼らの地方における影響力を一段と高めている。

最も影響力を高めたチャオ・ポーは、国会議員や大臣をもコントロールすることが可能になった。チャチャイ政権(1988年—1991年)時代、地方実業家(チャオ・ポー)の一人、パ

ンハーン・シリパーチャが内務大臣になっている。これは地方政治を管理するポストであり、彼はすべての地方役人の昇進、移動の権限を持ったのである。チャオ・ポーによる大臣職の掌握は、これまでの地方勢力と官僚の関係を逆転させることになった。このバンハーンは、1995年7月から1996年11月にわたる16ヶ月間総理大臣にまで、上り詰めている。

#### 4) 各地域にみるチャオ・ポーの影響力

中部諸県の地域、すなわち、サムットプラカーン県、チョンブリー県、ノンタブリー県、アーンゲトーング県、パトゥムターニー県、プラーチンブリー県は、すべてチャオ・ポーの地域として有名な県ばかりである。この地域のチャオ・ポーの利益は、賭博場、密売品（材木密売、武器密売を含む）の輸送、漁業、旅館業、トルコ風呂、土地事業からのものである。チャオ・ポーのある者は、複数の県にまたがる広い影響力と仕事のネットワークを持っている。この地域のチャオ・ポーは、政党と親密な関係を持っていない。さらに、この地域の各県におけるチャオ・ポーと子分達による暴力事件の発生率は、非常に高い。警察局的報告によれば、全国でギャング（殺し屋）は1991年-1992年に735名おり、そのうち、バンコクと中部に300人以上が集まっていることが明らかにされている。

東北部における有名なチャオ・ポーは、コーンケン県、ウボンラーチャターニー県、ナコンパノム県、サコンナコン県にいる。一人のチャオ・ポーは、ローイエット県、ルーイ県、ウットラディット県の全域を覆う権力ネットワークを持っている。彼の基本的事業は、賭博場、製材業、隣国からのチーク材の密輸入、農産物の売買、土地事業などである。この地域の重要なチャオ・ポーは、いずれも特定の政党に対する援助をしない傾向があり、幾つもの政党に対して援助をばらまくのを好んでいる。

北部地域における重要なチャオ・ポーの行っている事業は、農業生産物の売買、製材、チーク材の密売、阿片の仕事である。ランブーン県、ラムパーング県、ピッサヌローク県、ウッタタイーニー県、ナコンサコン県、ターク県、メーホングソン県に有名なチャオ・ポーがいるとの報告がある。報告の中では、これらチャオ・ポーのある者は、幾つもの政党に援助を与えていると明記されている。

南部におけるチャオ・ポーには、錫鉱山業に携わる古いチャオ・ポーがいる。このチャオ・ポー・グループは、禁制品の密売の方へ事業を広げている。ごく最近、南部に新しい世代のチャオ・ポー・グループが生まれている。このグループも、禁制品の密売とその他いろいろな違法事業と関係している。彼らは特にハートヤイ県、プーケット県、スングカイカローク県、ナコンシータマラート県で事業を行っている。南部のチャオ・ポーは、伝統的にプラチャーティッパタイ（民主）党を支援している。

1988年、チャチャーイ政権になって、1973年学生決起以降、衰退気味であった汚職が社会を賑わすようになったことは先述した。この汚職が、その根絶を叫ぶ軍部クーデターにつながり、1991年2月チャチャーイ政権の崩壊を招くことになった。この汚職の根絶とは、全国に拡大していたチャオ・ポー勢力の制圧を意味していた。軍部がクーデターまで起こして、制圧しようとしたチャオ・ポーであったが、軍事政権が、バンコクにおける一般市民、学生の激しいデモによって崩壊したことによって、その制圧は、見せかけに終わった。

1995年の総選挙によって、チャオ・ポーの内閣が誕生するに至っている。それが先にふれたバンハーン・シルパーチャ内閣(1995年-96年)である。彼は、スパンブリーで道路建設のための砂利の供給でスタートし、種々の型での政府と公共事業の契約を通して、巨万の富を蓄積している。この内閣は、請負者内閣(Rattaban Phurapmao)というあだ名がつけられた。というのは、この内閣の大臣に政府との事業契約で自らの資金を作り出した地方のチャオ・ポーと見られる人物が多く含まれていたからである。

近年のチャオ・ポーは世代の交代が進んでいるという指摘がある。それによれば、地方の政治指導者としてのチャオ・ポーは、ベトナム戦争時代の発展開始時期の地方経済の産物であった。彼らの後継者達は、1980年代、1990年代のより成熟した、現代化した地方都市化の産物であるという。そして、この後継者達は、教育水準の低いこれまでのチャオ・ポー達と違って、アメリカの大学の学位を持つ若い政治家となっている。古いチャオ・ポーであった親の財産は受け継いでいるが、そのネットワークはこれまでとは違って、エリート教育を受けた人達で構成されている。古いチャオ・ポーは、何人か残存し、政党指導者となっているが、全体的には衰退の一途を辿っているという。しかし、前の世代のチャオ・ポーが築いてきた地域社会における影響力、保護-被保護関係で構築された人脈が、そう簡単に消滅するとは考えられない。

## 6. 結び

タイの保護-被保護関係という伝統的人間関係と制度の関わりを、タイの文化をめぐる環境の変化によって生まれた制度を通して考察してきた。時代は変われど、いずれの制度も、その型は様々であるが保護-被保護関係によって、動かされ、維持されてきていることを理解頂けたと思う。

これまで、本紀要に掲載してきた地域学試論(その1、その2、その3-1、その3-2)で、私の地域学の構築を意図してきた。私の地域学は、タイの全体像を描き出すことであった。ここで、これまでの分析を通じて得た、一応の結論をまとめておくことにしたい。

私のタイの全体像探求は、タイ社会の基盤となっているサクディ・ナー制社会の分析から始まっている。まず注目したのは、サクディ・ナー制社会という身分階層社会における人間関係が、共生的、相互扶助的な保護-被保護関係であるということである。そして、このような人間関係を生み出している意識、通念の究明へと進んだ。そこで着目したのは、サクディ・ナー制社会が確立したアユタヤー王朝は、専制君主が支配する王国であり、その王制を支えたと思われる支配のための観念体系、すなわち王制イデオロギーであった。そのイデオロギーがあったればこそ、サクディ・ナー制社会が形成され、約5世紀にも亘って存続できたのである。この王制イデオロギーが、民衆に秩序意識を植え付け、社会通念としてその意識を広く社会に定着せしめたのである。

王制イデオロギーによって民衆に植え付けられた秩序意識は、上の者は、常に下の者に慈悲を垂れ、下の者は、上の者に恩を感じて服従すべきであるという社会通念を創り出している。この秩序意識とサクディ・ナー制社会における生き方(サクディ・ナー文化)から生まれたのが、タイの伝統的価値観ということになる。サクディ・ナー制社会における保護-被保護関係は、この伝統的価値観の表出、反映として生まれたものであるとの結論に達した。

さて、ここまでのタイという地域の分析は、地域の特殊性の分析であった。つまり、タイ文化の変わらざる位相の考察である。地域は、他地域との関わりの中で存在しており、他地域との共通性、あるいは普遍性の側面をも持つものである。この共通性、普遍性の側面を、文化の変わる位相である制度で見てきた。この地域学試論(その4)では、時系列的に時代を追って、制度を取り上げて、特殊な側面の伝統的価値観の表出時の保護-被保護関係の関わりを考察した。その結果として、それぞれの制度が、保護-被保護関係という人間関係が深く影響されていることを知った。

このように、導入された制度が人間関係を通じて、伝統的価値観の影響を受けて生じる現象を、制度の伝統化、言葉を換えれば制度の土着化と呼んでいる。「はしがき」で地域は有機的組織体として連続性を主体的、自律的に確保するものであると指摘した。この制度の伝統化、土着化が、それを可能にしていると云ってよいであろう。

地域は、有機的組織体として連続性を確保するということは、歴史的に構築してきた社会の秩序を安定的に維持することを意味している。長い歴史を通じて秩序を維持してきた伝統的価値観をもって制度を伝統化、土着化することによって、伝統的な秩序を維持し、有機的組織体としての連続性を確保しようとするのである。タイ国のように、王制イデオロギーが伝統的価値観に大きく影響しており、そのイデオロギーに支えられた王制が現在も存続しているような国においては、王制イデオロギーが常に再生産されており、連続性を確保しようとする伝統的価値観からの働きは、一段と大きいように思われる。

ここで見たように、文化をめぐる環境の変化から新たな制度が導入されているが、それらは、いずれも保護-被保護関係という人間関係で動かされ、維持されて、制度が伝統化されている。制度の集合体が社会であり、地域であるとすれば、固有の価値観で伝統化された制度の集合体であるタイという地域(社会)には、ある固有の枠組み、仕組みがあるとみて良いであろう。それが私の地域学が求める地域の全体像ということになる。

これまでの私の地域学の構築の試みを通じて得られた、タイの全体像を図で示せば次頁のようになる。

この全体像(タイ社会の仕組みと、メカニズム)は、勿論仮説である。個々の事象を幾ら寄せ集めても全体は掴めないという基本的認識から、全体を先取りして、その全体に個々の事象をあたはめながら、全体を検証することによって、真実体に迫れるのでは考えている。その意味で、ここで提示する全体像は、現時点で私が先取りした全体ということになる。

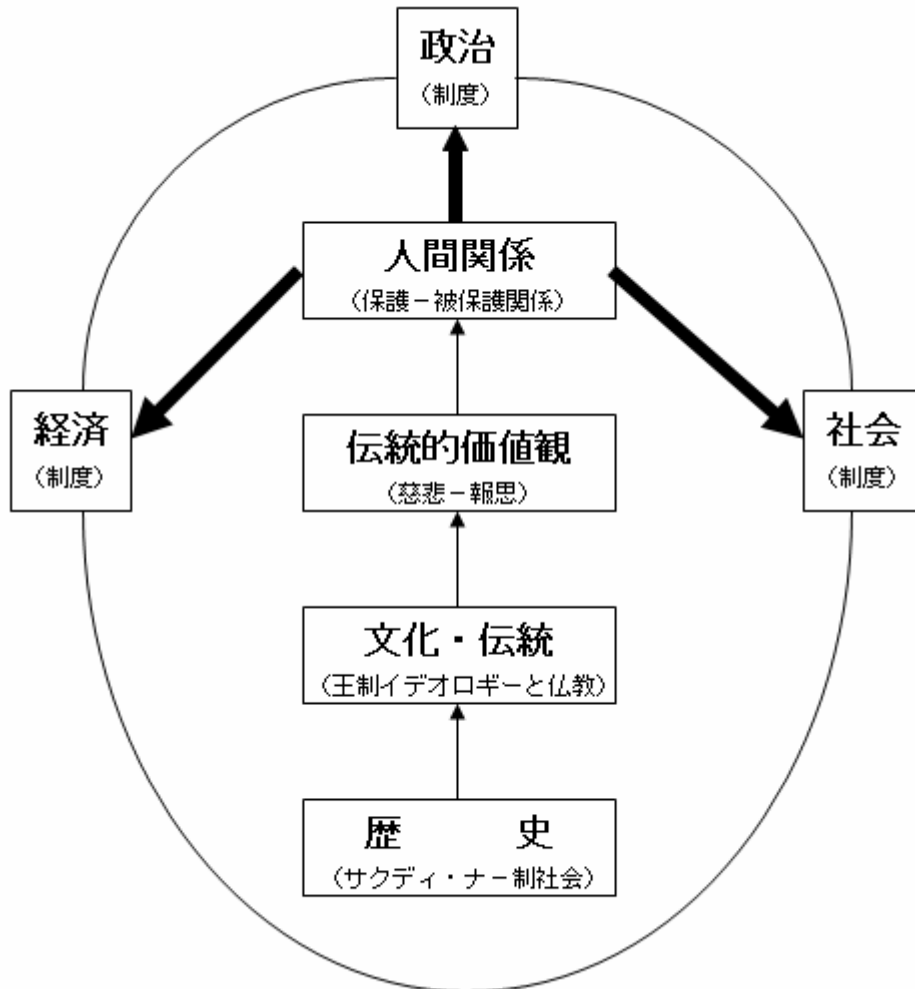
見方を変えると、タイという社会をシステムとして捉えた場合、地域を構成する諸要素(行動単位)を一定の条件で相互に関連づけ、一つの全体にまとめているのが、保護-被保護関係という人間関係であるということになる。すでに見た通り、保護-被保護関係は共生的関係で、集約すれば、保護する政治権力と保護される利益産出者の関係であって、ガーリン(Girling, John L. S.)の言葉を借りれば、「政治と経済を結合した一つの全体的関係である。」(注47)

この関係は、さらに歴史的に見れば、王制イデオロギーが創り出した秩序意識(慈悲-報恩)が、社会通念化して伝統的価値観となって生まれた関係である。とすれば、保護-被保護関係は、政治と経済を結合するばかりでなく、歴史、文化、社会という諸要素をも結びつけていることになる。つまり、タイ社会を構成する諸要素は保護-被保護関係という人間関係で一つの全体(シ



ステム)となっているのである。

### タイの全体像



タイの国王は、日本の天皇のように象徴的存在ではなく、国に混乱が生じるような場合には、登場して、それを鎮め得るだけの実権（統帥権）を握っておられるのである。このような国王が存在する限り、アユタヤ時代からの王制イデオロギーは再生産されることになるうし、また秩序意識が継承されて、社会秩序は維持されて、安定した社会が続いて行くと思われる。

その安定した社会を支えるのが、保護-被保護関係という人間関係ということになる。この関係は、共生的な相互扶助の関係であるため、しばしば政治的不正、汚職等が付きまとい、非難の対象になっている。しかし、この関係を支えているは、上の者が下に慈悲を垂れ、慈悲を受けた下の者がその恩に報いるの社会通念、エートスであって、関係する人間やその関係の性格を変えながら、有効に機能し続けるように思われる。

この関係を支えているエートスは、仏教に発するもので、関係自体は決して非難されるべきものではない。上の人の慈悲を受けた下の人が恩を感じてそれに報いるという型で結ばれた相互扶

助的な、共生関係は、市場原理にもとづく競争社会には適しないかもしれないが、将来到来するであろうと思われる福祉重視の共生社会では、光を放つのではなからうか。

最後に、グローバル化という世界的趨勢の中で、タイという地域がどのような対応を見せたかを簡単に触れて、「むすび」にしたい。タイのグローバル化は、1987年から1996年の期間に展開し、それまでの諸制度による規制の緩和、自由化、市場原理の導入等が推し進められた。それがバブル経済を生み、結果的には1997年の通貨危機を招き、さらにはタイ経済は危機を招くことになった。このような状況の中で、2001年3月の選挙で誕生したのが、タイ・ラック・タイ党のタクシン・シナワトラ (Taksin Shinawatra) 政権である。このタクシン政権は、グローバル化という国際環境の変化に対して、タイという地域の主体性、自律性を主張しようと努力している政権である。それを端的に物語っているのが、タイ・ラック・タイ党の政治理念とでも云うべき、タクシン首相が力説する“inward-looking” (内部を見よう) という言葉である。(注48)タイがグローバル化の結果として抱えている問題の解決方策は、タイ内部から探さなければならないということである。

このような政治理念から具体的な政策として打ち出されているのは、この党の政治的基盤となっている都市ビジネス・エリートの富裕者層と農村の貧困者層への保護政策である。富裕者層に対しては、遠距離通信施設 (Telecommunication) の充実のため国営会社の設立計画、不良債権処理のためのタイ資産管理会社 (Thai Asset Management Company) の設立計画等を打ち出している。遠距離通信施設の充実には民間会社を含め約3000億バーツが投じられている。

農村の貧困者層には、低価格診療制度 = 低所得者は公共病院で来院毎に30バーツ (約90円) の固定料金で診療が受けられる制度、農村回帰資金制度 = 各農村に、社会開発計画のために100万バーツを供与する制度、農民負債軽減制度 = 政府機関である農業・農業協同組合銀行から債務で、返済出来ない場合は3年間の返済猶予期間を与える制度等を導入している。これらの農村対策に年間に230億バーツがばらまかれている。

これらの政策と並行して地方分権化を推進することになっている。地方の教育、福祉厚生、農業、安全保障等の各部門に予算を配分して、地方の行政機関に管理させるという政策もとられている。各農村への資金援助が、地方の行政機関の官吏の任せられることになるが、すでに、これは“汚職の地方分権”であるとの皮肉めいた批判も出ている。

タクシン政権の“inward-looking”の理念にもとづく、このような政策は、下層の貧困農民を救済するとともに、上層の都市資本下層を支援して、より一層の経済的繁栄を導こうとしているのは間違いのないであろう。しかしながら、野党のプラチャーティッパタイ党を支持する中間層 = 都市知識人がその対象から外されているところに政治的意図が感じられる。先にも触れたが、自らの党の政治基盤である、都市の富裕者層と農村の貧困者層を保護し (慈悲を垂れ) その見返りに党への忠誠、選挙時の投票を期待しているのは否定できないところである。その意味では、旧来の保護-被保護関係のパターンと全く同じである。また、地方分権政策も、チャオ・ポーの項でも触れた通り、1960年代の経済開発計画の進展から地方の企業家の成長が著しく、彼らと地方行政が緊密な関係になっている。チャオ・ポーは、選挙にあたりホア・カネーンとして期待される存在である。地方分権政策は彼らへの配慮が働いていることも否定できない。地方分権政策で、国家予算から農村に流れる資金は、これら地方行政機関を通じて流れるのであって、その

資金は地方役人の地方企業家保護のための資源として利用されるのは十分予想されるところである。“汚職の地方分権”と揶揄されるのも肯げるところである。

グローバル化という波で、タイをめぐる環境が変化して、規制緩和、自由化、市場(競争)原理の導入などで、制度に変化が見られたが、結局は保護-被保護関係をもって対応しようとしているのが現状である。グローバル化という外部からの強力な圧力に対し、タイという有機的組織体として地域が、その持続性を主体的に、自立的に確保しようと葛藤している姿が、現タクシン政権の諸政策からうかがえる。

(注1) 浜口 恵俊: 国際化の中の日本、井上俊他編: 「日本文化の社会学」岩波講座、現代社会学、23巻、1966年。

梅棹 忠夫: 生態系から文明系へ、梅棹忠夫著: 「文明構築のために」中央公論社、1984年。

(注2) 田中 忠治: 地域学試論(その2) - イデオロギ - と人間関係 - 、富山国際大学地域学部紀要、第3巻、2003年。

(注3) 田中 忠治: 地域学試論(その3 - 1) - 保護-被保護関係と伝統的価値観 - 、富山国際大学地域学部紀要、第4巻、2004年。田中 忠治: 地域学試論(その3 - 2) - 保護-被保護関係と伝統的価値観 - 、富山国際大学地域学部紀要、第5巻、2005年。

(注4) 国王貿易独占制度については下記の資料を利用している。文の一部をそのまま引用した箇所以外の引用箇所については、記入を省略させていただいた。

(1) Angsuni Udomphanit: Kan kha kap Tang pretet khong Ayuthaya nai satawat thi 17「17世紀におけるアユタヤーの外国貿易」 in Warasan Manutiyasat khog Mahawitthyalai Cheng Mai (Journal of Anthropology of Cheng Mai Univ.)bot thi10(vol.10),lem thi 1.,Mesayon-Mitunayon), pp. 62-83.

(2) Phanni Wansakun: Rabob phuk khat thang Settakit Samai Ayuthaya「アユタヤー時代における経済独占制度」 in 0Warasan Thammasat (Thammasat Univ. Journal),vol.4, no.3, Kumuphaphan-Plusaphakom 2518(1975), Mahawitthayalai Thammasat, pp.16-39.

(3) Saichon Wannarat: Setthakit lae Sangkhom Thai nai Samai Plai Ayuthaya 「アユタヤー王朝末期におけるタイ社会と経済」 in Warasan Thammasat(Thammasat Univ. Journal),vol.11,no.3, Sep.1982,pp.6-27.

(4) Sarasin Viraphol: Tribute and Profit Sino-Siamese Trade, 1652-1853. London, Harvard Univ. Press.1977.

(5) Skinner, G. William: Chinese Society in Thailand. New York, Cornell Univ. Press, 1957.

(注5) Pallegoix, Jean Bepiste, Law Ruang Muang Siam (Description du Royamu Siam), Plae doi San To. Kamonbut, Krung Thaep, p.s.2506(1963), p.307.

(注6) 徴税請負制度については、下記の資料を利用している。文の一部をそのまま引証した箇所以外の引用箇所については、記入を省略させていただいた。(徴税請負制度についての資料は、タイ古文書資料に限られている。ここで利用した二つの論文は、これらの資料に基づいて書かれたもので、この論文に依拠して、引用資料の出所の記入は省略した。)

(1) Yada Puraphapan: Rabop Cae Pasiakon Samai Krungthep Yuttun「バンコク王朝初期における徴税

請負人制度」 in “Chathip Natsupha & Sonphon Manarangsang ed. ; Prawatisat Setthasat Thai con thung P.S.2428(1941)”, Samak Phim Mahawithayalai Thammasat ruam kap Munnithi Khrong Kantamra Sangukomsat lae Manutsat, 2527(1984),p.p.105-135.

(2) Lisa, Hong : Chapter 4, The Tax Farming System, in Thailand in the Nineteenth Century, Evolution of the Economy and Society, Institute of Southeast Asia Studies, Singapore, 1984, p.p.75-110.

(注7) Ian George Brown: Ministry of Finance and the Early-Development of Modern Financial Administration in Siam, 1885-1910, Unpublished Ph.D.Thesis, Univ. of London,1975, p.18.

(注8) Yada Puraphapan: op.cit. p.25.

(注9) Samuel J. Smith tr. : Siamisese Domestic Institutions, Old and New Laws on Slavery, Bangkok, 1880.

Wichai Sewmat: Kan Luk That nai Ratchasamai khong Phrabat Sombat Pra Chulacon Klaw Caw Yu Howa(ラーマ5世時代の奴隷廃止), Bangkok, Staban Banthit Phatawa Brihansat, 1966.

(注10) Wales, H.G. Quaritch: Ancient Siamese Government and Administration, New York,1965, p.p. 58-63.

(注11)例えば、ラーマ1世時代の身の代金は次のようになっていた。男子の最高が26歳-40歳で52パーツ、女子の最高が21歳-30歳で48パーツであった。7歳-8歳の子供は、32パーツ、同女子は28パーツ、61歳-65歳の男子は24パーツ、同女子も24パーツとなっている。最高齢で91歳-100歳の男子は4パーツ、女子は3パーツ、最低年齢で1月-3ヶ月の男子が5パーツ、女子は4パーツとなっている。当時の米の値段が1斗約1パーツであったので、ある程度その価値は想定できよう。

(注12) Vella, Walter F. : Siam under Rama 3, 1824-1851, New York, 1957, p.p.25-26.

(注13) Pallegoix, Jean Bepstiste, op.cit. p. 299.

(注14) Bowring, Sir John: The Kingdom and People of Siam, Vol. 1, Oxford Univ. Press,1969. p.p.190-191.

(注15) Smithies, Michael ed. : 18 Persian Views of Siam, in Description of Old Siam, Oxford Univ. Press, Kuala Lumpur, 1955, p.p.92-93.

(注16) Carter, A.Cecil ed.:The Kingdom of Siam 1904, The Siam Society, Bangkok, 1988, p.45.

(注17) Chai Ruangsin: Phrawatisat Thai, Samai p.s. 2352-2453, Dan Sangkhom,「タイ国史、1809年-1901年、社会面」、Bangkok, 1976. P.406.

(注18) Wales, H.G. Quaritch: Ancient Siamese Government and Administration , New York, 1965. p.62.

(注19) Pallegoix, op.cit., p.299.

(注20) Wales, H.G. Quaritch: op.cit. 63.

(注21) John Bloheld: op.cit., p.63.

(注22) Chai Ruansin, op.cit., p. 407.

(注23) Chai Ruansin, op.cit., p.p. 408-409.

(注24) The Marquis of Beauvor:A week in Siam January 1867.p.p.66-67.

(注25) Chai Ruansin, op.cit., 410.

(注26) 王庫局制度については、下記の資料を利用している。文の一部をそのまま引用した箇所以外の引用箇所については、記入を省略させていただいた。(王庫局についての資料は、タイ古文書資料に限られている。ここで利用した二つの論文は、これらの資料に基づいて書かれたもので、この論文に依拠して、引用資料の出所の記入は省略した。)

(1) Chonlada Wetthanasiri: Phrakhleng Kang Thi kap Kan Long Thun Thurakit nai Prathet Thai P.S. 2433(1893)-2475(1932)「タイ国における王庫と事業投資」in Warasan Setthasat Thammaast, pi thi 6, chabp thi 2, Mithunayaon 2531(1987), pp.5-32.

(2) Thawisin Supwattana: Botbat khong Krom Phrakhleng Khang Thi to Kan Longthun thang Settasat nai Adit (P.S. 2433-2475)「過去(1890年-1932年)における経済投資への王庫局の役割」, in Warasan Thammasat , pi thi 14, chabap thi 2, Mithunayon 2528(June 1985), pp, 122-159.

(注27) 田中 忠治著:タイ入門、日中出版、1988。

(注28) 前掲書 田中忠治、212頁。

(注29) 前掲書 田中忠治、205 - 206頁。

(注30) Ransan Thaphonphan: Kruabuan Kan Kamot Nayobai Setthakit nai Prathet Thai; Botwikhro chuang Prawatisat Kan Muang , p.s.2475-2530.(タイ国における経済政策決定過程; 政治経済史的考察、1932年-1987年) Bangkok, 2532(1989), p.p. 133 - 141.

(注31) Ingram, J. F. : Economic Change in Thailand since 1850, Stanford, 1955. p.p.177-178, p.p. 186-187.

(注32) 1962年タイ国予算案書“第4編: 国家企業体”

(注33) Skinner, G. William: Leadership and power in the Chinese Community of Thailand, New York, 1958.(アジア経済研究所訳「タイにおける華僑社会—その指導力と権力。1961年、208頁。)

(注34) International Bank of Reconstruction and Development ; A public development program for Thailand, Bangkok, 1959.(外務省南西アジア課訳「タイ国開発計画」昭和36年、77 - 78頁。)

(注35) Ransan Thaphonphan: op.cit., p.p. 137-138.

(注36) Ibid. Ransan Thaphonphan, p.p. 138-139.

(注37) World Bank : World Development Report, 1992, New York, p.p.222-3.

(注38) Narongchai Akarasenee, Daprice, David & Flatters, Frank: Thailand's Export-led Growth: Retropect and Prospect, Bangkok, 1991, p.6

(注39) Morrell, David: Power and Parliament in Thailand, Phd dissertation, Princeton Univ., 1974, p.p. 1026-28.

(注40) チャオ・ポー制度については、下記の資料を利用している。文の一部をそのまま引用した箇所以外の引用箇所については、記入を省略させていただいた。

Sangsit Phiriyarangsak & Phasak Phongphaicit: Bot thi 4. Cao Pho lae Thurakit Thong Thin(チャオ・ポーと地方企業) , in Khorabchan kab Prachathipatai Thai(汚職とタイ民主主義) , Sun Suksa Setthakit Kan Muang, Khana Setthasat , Culalongkon Mhawithayalai, Bangkok, 2537(1994)

Pasuk Phongpanit and Chris Baker: Chapter 2. Chao Sua, Chao Pho, Chao Thi: Lords of Thailand's Transition, in Maney & Power in Provincial Thailand, edited by Ruth Mc Vey, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2000. p.p. 74-96.

James Ockey: Chapter 4. The Rise of Local Power in Thailand- Provincial, Election and Bureaucracy, in *Maney & Power in Provincial Thailand*, edited by Ruth Mc Vey, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2000. p.p. 74-96.

(注41) Sathian Koset (Phraya Anumanratchatun) : *Kan Sukusa Ruang Prapheni Thai lae Chiwit Chaw Thai Samai Kon* (タイの伝統と古代のタイ人の生活についての研究), Bangkok, P.S. 2521(1978), p.p.380-400.

(注42) 田中忠治: 前掲書、地域学試論(その2)

(注43) Sombat Cansuang: *Botbat khong Caw Pho Thong thin nai Sethakit Kan Muang Thai Khosagket Buang ton* (タイ政治経済における地方チャオ・ポーの役割についての予備的考察) in *Rar Thun Caw Pho Thong thin kap Sangkhom Thai*, Sun Suksa Sethasat Kan Muang Khana Sethasat , Culalongkon Mahawithayalai, Bangkok, 1993. p.59.

(注44) Pasuk Phongpanichit and Chris Baker, *op.cit.*, p.46.

(注45) ルークスア・チャオバーン(民衆虎の子隊): 1971年国境警備隊指令官であった警察少将によって設立された。当初、共産主義浸透に対する辺境地域の防衛を目的にしていたが、全国的組織に発展している。国家、宗教、国王という三つの国是を信仰し、反共的で、王制護持をテーゼとする集団であった。1973年の学生決起以降、軍部、政党、地方の実業家の支援を受けて勢力を伸ばし、1976年の右派による学生大量虐殺の一翼を担った。その当時の右派集団には、ナワボン、カチンデーという集団があった。公設の集団はこの集団だけで、王室、政党、軍部、地方の実業家などから助成を受けいた。

(注46) イサーン・キヤウ(緑の東北タイ)計画: 1980年代末に陸軍総司令官チャワリット・ヨンチャイユット大将が提唱し、実施した東北タイ地方の社会経済開発計画。チャワリットが党首となった新希望党の政治基盤を確立するための計画と云われている。

(注47) Girling, John L. S. : *Thailand - Society and Politics*, Ithaca & London, 1981, p. 40.

(注48) Peter Warr: *Thailand's Non-RECOVERY in Southeast Asian Affairs 2002*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2003. p.331.

